

## 長野県森林保全条例検討委員会（第2回）議事録（H15. 3. 24）

### ○出席委員

内山委員、小木曾委員、小田原委員、香山委員、熊崎委員、島崎委員、関原委員、高見委員、辻委員、奈良委員、宮崎委員、安井委員、由井委員

### ○県出席者

堀田林務部長、清水林政課長、関林業振興課長 ほか

### （司会）

定刻となりましたので、ただいまから、第2回長野県森林保全条例検討委員会を開会します。私は、当検討委員会の事務局を努めます県林務部林政課の小林昌夫でございます。座長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます。なお、本日は、お昼に1時間の休憩の時間を挿み、おおむね3時半の終了を目途とさせていただきたいので、よろしくお願いたします。それでは、最初に県林務部長の堀田からあいさつを申し上げます。

### （堀田林務部長）

林務部長の堀田正樹でございます。本来であれば、招集者の知事がごあいさつをするところでございますが、所用のため、知事に代わりまして一言ごあいさつを申し上げます。皆様方には、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜り、また遠くからお越しの委員の皆様には遠路長野までお越しをいただきまして、心より感謝申し上げます。本日は、第2回の長野県森林保全条例検討委員会でございます。第1回目は、1月22日に開催させていただきました、大変貴重なご意見等をいただきましてありがとうございました。その第1回目におきまして、条例の目的などについてご説明させていただいておりますが、現在国では「従来の木材生産主体から、森林の多面的な機能を持続的に発揮させることを主体とする」という林政の大転換を図っているところでございまして、私ども長野県といたしましても、これからは、県民主体の森林づくりへの政策転換を進めていかなければならないと考えているところでございまして、これを積極的に推進するための条例の設置が必要であるということで、お願いしているところでございます。さて、長野県の県有林がはじめてできましたのが明治31年でございますが、それから本格的な林政が始まったかというように思います。当時の荒れた山を見て、当時の知事が、山づくりをすることによって長野県を豊かにしていこうという決意をして県有林を設置し、自ら山づくりをやって見せるということをやられたんでございます。その言葉の中に、「はじめあらざることなし、よく終わりあること少なし」と言っておりますけれども、何事も初めということはあるけれども、それを成し遂げることは、なかなか少ないことだし、難しいことだとこんなふうに言われております。私どもといたしましては、この条例につきましては、永久に県民の方々との本当に県民益となるような条例にし、よく終わりあること少なし、ではなくて、そういう方向でものにしていきたいと思っております。少し話しはそれですが、この間県議会が終わりました。そうした中で、林務部といたしましては、来年度に向けてとりわけ現在、経済状況、大変不況でありますので、

新たな取り組みとして「環境」と「雇用」に軸足を置いた政策ということで「森世紀ニューディール政策」という新規事業を総合パッケージした、そういうものを掲げまして展開することとしたところでございます。また、具体的には、森林整備をより積極的に推進するための予算の大幅増加や新たな担い手の育成、確保のための森林整備入札参加資格制度の改正や「信州きこり講座」の開設、県産材の需要拡大を図るための県産材利用促進の諸施策、また、森林認証基準の作成に向け、世界自然保護基金と協働した取り組みなどを展開しております。こうした中で、本日の第2回条例検討委員会に臨むにあたり、前回の検討委員会で皆様方からいただきましたご意見を参考に林務部内及び県庁内のワーキングチームでさまざまな検討、調整を進めてまいりました。そして、本日もご提案させていただく条例の素案等を作成したところでございます。そのことにつきましては、後ほど事務局から、条例素案の概要などについてご説明申し上げますが、細部についてさらに検討を進めなければならない項目も多くございます。委員の皆様におかれましては、本当に長時間の会議で誠に恐縮ですが、どうか自由で闊達な意見交換を展開していただき、ご提言やご示唆を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。今日はどうもありがとうございます。

(司会)

本日、前回ご欠席されております宮崎委員さんにご出席いただいておりますので、一言自己紹介をお願いしたいと存じます。

(宮崎委員)

前は欠席で大変失礼しました。高崎経済大学の宮崎でございます。専攻は地方自治、地方分権です。よろしくお願ひします。

(司会)

どうもありがとうございました。ここで、本日出席しております県の職員をご紹介します。林政課長の清水哲夫です。林業振興課長の関貞徳です。林政課課長補佐の石田訓教です。森林保全課技術専門幹の北島邦造です。それでは、議事に入ってくださいわけですが、当条例検討委員会設置要綱の第3の3により、座長が委員会の議事を進行することとなっておりますので、当検討委員会の座長である熊崎委員に、お手数ですが、座長席にご移動いただき、これ以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

(熊崎座長)

みなさんおはようございます。今日2回目のまた座長を務めさせていただくことになりました。ひとつよろしくお願ひします。今日は2回目ということで、条例素案が出ることになっているわけですが、はじめにこの議事次第にありますように、条例素案の概要を説明していただいて、今後のスケジュールをお話し願って、その後で意見交換をということになっておりますけれども、一応私の手元にある予定では、今後のスケジュールの説明までをだいたい11時頃までにやっておくということになってるんですね。で、その後に各委員の皆さんのご意見をいただくという格好になっていて、だいたい1人10分から15分程度、それぞれのご意見をいただくことになっているわけであ

ります。私もこの素案をずっと見せていただいたわけですが、全体として私の印象は、これ、非常に網羅的になっているわけですね。長野県でこれからお作りになる条例で、どこにポイントを置いていくか、どこを条例の特徴として表に出していくかという、非常に重要な課題を、ぼくはまだ抱えているんじゃないかという感じもするんですね。で、ちょっと心配してますのは、少し網羅的なものですから、まだ、どこに力点を置くかということが今ひとつ見えないところがあるんです。これから皆さんに審議いただくのは、その点ではないかと思うんですね。あまりぼくの偏見を皆さん方に押しつけていうのは危険なことだと思うんですが、ただ、私が今回の条例に期待していますのは、今までの大きな林政の流れ、それというのは官主導で非常に中央集権的な正確が強いものであったわけですが、それが典型的に出ていますのは、日本に森林計画制度ってあるんですが、これは、完璧な計画制度なんですね。だけど、それは典型的なトップダウンの計画制度であったわけですが、国全体で計画量が決まっていて、それを各地域に割り付けていくという、伐採量であるとか、造林量であるとか、そういったものを割り付けていくという制度であったわけなんですけど、書類の上では完璧な制度ですけど、現実にはほとんど機能していないお飾りの計画、また、これほど端的なお飾りになってしまった計画というのを、ぼくは珍しいんじゃないかと思うんですね。そういう意味から言ったら、今までの日本の森林政策というのは、際だって官主導であり中央集権的であった。それが行き詰まっちゃった訳です。これから、やはりこれを変えていくためには、地方から変えていくしかないと思うんですね。で、その大きい方向というのは、もっとそれぞれの地域の森林の実態というのをちゃんと見据えて、むしろ上からでなく下から、これからどういうふうに森林を変えていったらいいのか、それぞれの森林の実態にちゃんと根を下ろして、それから、今管理放棄であるとか、いろんな格好で問題になっている森林をどうやって良くしていったらいいのか、もうちょっと、その地域から地についたボトムアップによる政策を作っていかなければならない大事な時期になっていて、それは、中央からはそういう政策っていうのは、もうできないと思うんですね。私は、今回の条例は、まさにそういった課題を背負って作っていくべきものではないのかなあと、そこに、やはり意義があるんじゃないかという感じが、ぼく自身してるんです。そういう条例を出していくわけけれども、その前に、どういう所に力点を置いて出していくかということ、委員会を通してはっきりさせていくというのが、我々の役目ではないのかなあと考えております。あんまり座長の意見をがたがた言うとなんなんですが、一応まずそういうことで、事務局の方から説明があって、その後でそれぞれどこに焦点を当てていったらいいのかというお話を願えればと思っております。では、事務局の方から、条例素案の概要を説明していただけますか。よろしくお願いします。

(石田課長補佐)

それでは、条例素案の概要等について、お手元の資料の「資料1」により説明させていただきます。資料1の1ページをご覧ください。左側に、「長野県森林保全条例（仮称）の概要（案）」として、まとめたものを示させていただきました。まず、条例制定の目的でございますが、長野県の森林・林業に関する基本理念を定め、県や県民等それぞれの責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めることにより、森林の多面的な機能の持続的な発揮を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすることとしております。次に、基本理念を位置付けるための将来像を明確にすることが必要であると考え、こちらに4項目にまとめさせていただきました。一つ目として「森

林が、持続可能な森林管理により多面的な機能を持続的に発揮しており、県民の命と生活が守られていること」、二つ目として「持続可能で環境負荷の少ない資源である県産木材等を、県民が安心して暮らしの中に生かしていること」、三つ目として「県民が森林づくりへ主体的に参加し、森林を多面的に広く利用、活用していること」、四つ目として「森林に関わる経済活動により、安定した雇用を創出するなど、森林資源が地域経済の振興に貢献していること」でございます。こうした将来像を受けまして、この条例を貫く基本理念を「県民主体の持続可能な森林及び社会の創造」と定め、具体的には「県民の命と生活を守る森林の整備」、「県民が望む持続可能な社会を構築する県産材利用の促進」、「県民の心豊かな暮らしを創る森林の利活用」といった三つの理念付けをしております。さらにその下には、基本理念を受けての県民、県をはじめとするそれぞれの責務などについて、ご覧のような内容で、それぞれの協働・協力関係の上で基本理念を実現していくこととしております。特に、県につきましては、国との連携や、下流域への森林づくりへの理解・協力の働きかけといった部分も位置付けております。次に、右側の「基本理念と森林・林業に関する県の施策」についてでございますが、条例では、基本理念に基づいて県が実施する施策を明確にすることも考えております。特に、三つの基本理念にそれぞれ対応する形で施策を項目出しするような構成を考えており、ご覧のように、「県民の命と生活を守る森林の整備」については「森林の整備の推進及び保全の確保」、「森林整備保全重点地域の指定」の主に二点、「県民が望む持続可能な社会を構築する県産材利用の促進」については「県産材利用の促進」、「林業・木材産業等の持続的かつ健全な発展」、「環境に配慮した森林の認証制度の推進」の三点、「県民の心豊かな暮らしを創る森林の利活用」については「森林の多面的利用の促進」、「山村地域の活性化」、「里山整備利用地域の認定」の三点を考えております。特に、「森林整備保全重点地域」と「里山整備利用地域」については、地域を限定した特徴的な施策として考えております。また、三つの理念の項目全てに共通する施策として、「県民参加型の森林づくりの促進」、「県民の意識の高揚」、「県民の意見の把握」、「技術の伝承・開発及び普及」といった項目も位置付けております。また、これらの施策を総合的かつ計画的に推進する目的で、「森林・林業に関する基本的な政策ビジョン・計画」の策定を位置付けさせていただきました。続いて2ページめをご覧ください。こちらには、条例の目指す森林・林業施策の展開方向を示させていただきました。ページの左側半分の部分には、今説明しました基本理念と県が講ずる施策の位置付けを示してありまして、右側には、今後の展開方向として、施策の具体的な内容を列挙してございます。このような構成で条例を組み立てたいと考えておりまして、その構成案を3ページに示させていただきました。3ページをご覧ください。こちらには、想定される条例案文の順序に従いまして、それぞれのセクションごとにその内容のサマリーを簡単に記したものを載せてございます。まず最初に、条例制定にあたっての考え方として、「前文」を入れることを考えてありまして、ここには、長野県の森林・林業の現状や課題などを踏まえ、環境に負荷の少ない持続可能な社会を築き、恵み豊かな森林を将来の世代に引き継ぐためにこの条例を制定することを謳いたいと考えております。次に、目的・定義ですが、目的は、最初に説明させていただいた内容で表現するとともに、定義については、「森林の多面的機能」、「森林づくり」、「木材産業等」、「森林産業」、「里山」について定めることとしております。その後が続いて、先ほど説明いたしました基本理念、責務等に関して明文化したいと考えております。以上の総則的な部分を踏まえまして、施策の部分に入るわけですが、施策の最初に「森林・林業に関する基本的施策等」を位置付けまして、「森林・林業に関する基本的な政策ビジョン・計画の策定」について規定するとともに、基本的な政

策ビジョン・計画は、県民の参画によって意見を集約・反映し策定することを規定したいと考えております。また、三つの理念の共通的施策としてご覧のような施策を定めることを謳いたいと考えております。次に、ページの右側に移りまして、「県民の命と生活を守る森林整備に関する施策」でございます。ここでは、「森林整備の推進及び保全の確保」について規定するとともに、特に重要な地域において重点的に森林の整備・保全を図る「森林整備保全重点地域」の指定について規定してまいります。以下、「森林整備保全重点地域」に関する規定を並べておりますが、詳細につきましては、後程、詳しく説明させていただきます。次に、「県民が望む持続可能な社会を構築する県産材利用の促進に関する施策」でございます。ここには、「県産材利用の促進」、林業の発展や林業従事者の福祉の向上、育成・確保に関する「林業の持続的かつ健全な発展」、木材産業の発展に関する「木材産業等の持続的かつ健全な発展」、環境に配慮した管理がなされている森林の認証やそこから生産される木材の利用促進に向けた「環境に配慮した森林の認証制度の推進」などについて規定したいと考えております。続いて、「県民の心豊かな暮らしを創る森林の利活用に関する施策」でございます。ここでは、「森林の多面的利用の促進」や、森林に関する新たな産業分野、これは従来の木材産業の分野とは別の、教育や文化、健康、観光といった分野でございますが、こうした新たな分野である「森林産業の育成」、森林資源の総合的な活用や上下流間・都市山村間の交流促進、定住環境の改善などに関する「山村地域の活性化」について規定するとともに、県民主体の里山の整備・多面的利用を促進する「里山整備利用地域」の認定について規定したいと考えております。「里山整備利用地域」につきましては、後程詳しく説明させていただきます。該当する地域を管轄する市町村長が、住民らによる協議会とともに施業や利用協定などに関する計画を策定して県へ認定申請することとし、県は、認定地地域に対して積極的に支援するような内容を謳いたいと考えております。次に、4ページをご覧ください。こちらに示しましたのは、今回、条例の中で制度化する「森林整備保全重点地域」と「里山整備利用地域」の制度の概要について、まとめたものでございます。まず、左側にあります「森林整備保全重点地域」でございますが、考え方としての一つは、県が目的達成のために実施する重要政策として、条例に位置付けてまいりたいということと、もう一つは、目的達成のために最低限必要な森林所有者の権利制約規定を条例に位置付けるといったことでございます。制度の仕組みは、指定する地域を「県民の命と生活を守るため、森林の有する県土の保全・水源のかん養の機能を高度に発揮させる必要がある地域」で「そのために、重点的な森林の整備及び保全が特に必要な地域」として、知事が認めた地域や市町村の申し出による地域を、地域特性による一定の基準や面積の上限などを定めた採択基準により判断して、知事が「森林整備保全重点地域」に指定するといった内容でございます。指定されますと、知事は、森林の整備・保全のための方針や目指すべき森林の姿、施業方針などに関する「森林整備保全計画」を策定することとし、この計画に基づいて、県土の保全や水源のかん養の機能を高度に発揮させるための重点的・一体的な森林整備を推進・支援することとしております。なお、こうした事業を推進する上でネックとなる、森林所有者による管理が困難な森林、例えば放置荒廃森林や不在村地主の所有森林などがありますが、こうしたものに対しては、新たに制度化する森林所有権移転等斡旋制度により、森林整備に意欲と能力のある者へ、所有権の移転や、使用及び収益を目的とする権利の設定・移転、経営委託、施業委託、賃借といった内容の斡旋をしてみたいと考えております。また、こうした誘導策を経てもなお非協力的な森林所有者に対する措置や、開発行為に及ぶことを想定した事前の対処などについても、氏名公表や強制的な森林整備等に関する規定、土地開発行為の規制など、法

律や関係機関との調整を進めながら、早急に調査・検討を進めていきたいと考えております。森林所有権移転等の斡旋制度のおおまかな仕組みにつきましては、右側の上段に簡単な図で示させていただきました。ご覧のとおり、県が、森林所有者の斡旋の申し出により、森林整備に意欲と能力のある者を紹介するといった仕組みで、ここでは、県が認定し登録する「森林整備に意欲と能力のある者」は、NPO法人やボランティア、有志のグループ、企業、個人など多様な主体を考えており、また、従来の地方公共団体、森林組合、森林整備法人は、認定なしで斡旋するような扱いにしたいと考えております。いずれにしても、こういった仕組みの細部につきましては、今後、詰めの作業を進めていきたいと考えております。次に、「里山整備利用地域」制度の概要でございますが、考え方としては、県が目的達成のために実施する重要政策として、条例に位置付けるといったことでございます。仕組みとしては、地域住民が自発的に里山の整備や利用を行う地域を、市町村長の申し出により知事が認定し、市町村と連携して積極的に支援しようとするもので、地域住民を中心とするさまざまな関係者からなる協議会が、里山においてさまざまな活動を展開することにより、里山の環境改善や山村地域の活性化、里山の新たな価値の発見、地域住民と里山との継続的な関係の構築などを図ろうとするものでございます。以上、ここまでご説明いたしました内容について、さらに具体的に、「資料2」の方に条例の案文のもとになります項目を、セクションごとに箇条書きで列挙してございます。大項目ごとに、右側に「検討課題」として記してございますが、主にこの「検討課題」について、委員の皆様方からご意見を頂戴できればと存じます。資料2につきましては、かなりボリュームがあり、これまでご説明させていただいた内容と重複いたしますので、説明については省かせていただきたいと存じます。以上、条例素案等の概要についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

続いて、スケジュールの方を説明させていただきます。お手元の委員会次第の次のページに添付してあります資料により説明させていただきます。ここに示しました表は、前回の委員会において説明いたしましたものを基に、現時点からの条例制定までのスケジュールを示しております。本日、第2回の検討委員会で、後3回ほど開催させていただきたいと思っております。庁内の調整会議、ワーキンググループの会議を並行して実施していきまして、最終的に、9月の県議会に条例案を提出していきたいと考えております。今後は、本日のご意見をもとにワーキンググループでさらに細部の検討を進め、条例の原案を作成していく予定であり、5月上旬頃から、県民の皆様幅広く意見を募集するパブリックコメントの手続きに入りたいと思っております。以上でございます。

(熊崎座長)

だいぶはしおって説明していただいたんですが、この資料は、皆さん方にはお手元にあらかじめ送付してあったはずですね。それで、ずっと読んでいただいていると思うんです。私の見た感じでは、非常に網羅的になって、これからどこに焦点を絞りながらやっていくのかなという感じもしてたのですが、これから皆さんの意見を伺う前に、全体の構成なりスケジュールに関して、ただいまの説明に質問があるようなら出していただきたいと思うんですが、個別的には、それぞれの各先生の専門分野に関してご意見を述べてもらうことになると思うんですが、包括的な部分で何かありませんか。

(香山委員)

スケジュールの中の一番下の県民の意見募集なんですが、期間的には5月からというところに書か

れているのですが、実際の問題として、例えば県のホームページであるとか、そういうところで募集しますというような形では、ちょっと足りないというか、もう少し積極的に出ていくような姿勢をとらないと、現実問題として例えばパソコンを持ってない人は、ホームページが見られませんし、県の中で考えた場合、特に森林に関心を持たなければならない人たちは、おそらくパソコンは持っていないと。つまり、多くの森林所有者の人たちは、すでに高齢になってますので、そういう意味では、ホームページに意見をください、と待っているようなことでは、とても県民の意見を集めることは難しいのではないかなと思うんですね。そういう意味では、何らかの形で現場に出て行って、意見を集めるような方法というのを、これは、地方事務所なり市町村との協力がないと無理ですが、そういう形をぜひ検討していただきたいと思います。

(熊崎座長)

はい。よろしいですか。

(石田課長補佐)

私どもも、ホームページだけでは、なかなか届きにくいところがあると思いますので、そのような形も考えてまいりたいと思います。

(熊崎座長)

その他意見ございませんか。そうしましたら、個々の先生の発言の中でも質問していただいていいと思うんですが、これから各先生の意見を伺いたいと思います。全体の構成としては、資料1のところにあると思うんですね。理念だとか、それぞれの3本柱になって、そういう中でどういう特徴を出していくかといったようなことについて伺いたいと思います。見てますと、林野庁の出すいろんな文書とあまり変わらないような事業もあるわけですけど、どういう踏み込み方をしていくかとか、特に4ページ目の森林整備保全重点地域制度だと思うんですが、どういう内容にしていくのか、里山の制度もあります、そんなところを踏まえてお願いしたいと思います。それでは名簿の順で、内山さんからお願いします。

(内山委員)

内山です。座長のおっしゃったとおりなんですけど、4ページ目の部分の新しい提案、いいんですけども、基本理念の方をもうちょっと長野県らしく新しいものを提案していくというのがあっていいかな、と思います。具体的にはどういうことかということ、森林というものは、私の考え方ですが、地域政策があって展開されることを表に出していいのかな、という気がしています。例えば、持続可能な森林管理といったことでは、欧米、特にアメリカの森林認証制度の在り方は、零細所有者や地域との関係といったものでなく、大所有者や大きな林業会社のレベルの発想から来てまして、簡単に言えば1万 ha 以下の所有というのは零細であるといった、そういう世界の中で、その森林を持続させていくか、という発想で作られている。ところが日本の方は、ご承知のとおり極めて零細所有であり、そこには昔ほどではないんですが、やはり地域や暮らしといったものとの結び付きがあります。森林利用といった場合、地域の人間から見るともう少し、山菜採りに行ったり、そういう面でい

うと、そういう森を管理し保全していくといった地域の森としての持続可能性、地域の森をどうするのかという視点が大切で、地域社会の持続とその中で森林をどうするのかという日本的な持続可能性のを考えないといけないのではと思います。経済活動を、これは、木材生産的な経済活動を出発点に置くのではなく、地域の持続可能性と両立させられる森、その中で、林業的なものをどのように位置付けられるのかと。産業から入るのではなく、地域政策から入って、地域を維持していくといった視点での森林とはどうあるべきか、というふうに考えていった方がよいのではないかなと思っています。森林の持続可能性というのは、地域の持続可能性なんだということを表に出しながら、総合的な理念を考える必要があります。その地域政策は、農林一体、それと都市部や市民との一体性、市民と森といった部分、それから企業活動との一体性というものを謳いあげるといようなことも必要ではないか。その上で、持続可能な地域あるいは持続可能な森林というものを提案しながらやっていくのが分かり易いのではないかなと思います。それからもう一つ。ここで所有権についての関与といったものが指定地域の中に入ってますが、このような仕組みを作るのであれば、森林というものは総有的なものであることを謳っているのではないかな。総有的というのは、個人のものであると同時にみんなのものということで、共有しているんだという総有的世界の網をかけるんだということが必要になってくるのでは、と思っています。基本的には、そんな感じです。

(熊崎座長)

森林と地域との関係というもの、それから認証制度の話にありましたように、欧米スタイルでよいのかどうか、もっと地域の視点が必要だろうといったことの話でした。もう一つ、森林の財産権といったものと「みんなのもの」といったところの折り合い、総有的な部分との折り合い、これを盛り込むことが必要、といった話でした。ありがとうございました。次に小木曾委員、お願いします。

(小木曾委員)

私、感じていることを申し上げますと、特に県民の命と生活を守る森林整備とか、県産材の利用の促進といったことから、山林所有者にお金が入るといような仕組みを一生懸命やっておるんですけど、そうした中で日頃感じていることは、村の特徴を申し上げると、全戸が森林を持っているという中で、ずっと明治のはじめから山を整備してきたわけです。これだけやってるから、少々大雨が降っても大丈夫と思ってやってたんですが、平成12年の9月12日の時間当たり150ミリ、連続500ミリという集中豪雨に見舞われまして、一夜にして70億という山崩れ、河川、道路の災害が出たわけでございます。今まで、山がしっかりしていたと思っていたんですが、そうした災害があって感じたんですが、保全重点地域、これをぜひ地域の人たちと相談しながら指定して、制度化してもらいたいと感じているところです。それからもう一つは、若い人たちも個人の山に対する認識が薄れてきておまして、境界を見にも行かないという実情があります。村では、国土調査も終わってしっかり取り組んできたんですが、こういった境界をしっかりとする制度というか、所有者がもっと境界をしっかりとすることによって、森林整備が進むことにつながるのではないかと考えます。それともう一つは、県産材利用についてですが、非常にコストがかかってしまうという問題がありまして、こうした点、入札制度に関しては、分割発注制度をご一考いただきたいということです。それから、森林整備には、やはりお金がかかります。山は、個人のものであると同時にみんなのものでもあるというお話しが今



ありましたが、そのような考えの中で、水源税のようなものを制度化していただきたいと思っております。ぜひ、ご検討いただけるようお願いしたいと思います。

(熊崎座長)

森林法には、市町村の勧告制度について定められていますが、実際にはその仕組みが動いていないということなのですが、もう少し有効に動くようにしなければならない、ということがありますね。それは、境界確定から始めなくてはならないと思うんですが、小木曾さんのところはどうですか。

(小木曾委員)

山を歩いていて境界がわからない、また、そうしたことによるトラブルも発生します。そうした些細なことから山に熱が入らなくなってしまうという実態があります。

(熊崎座長)

境界をはっきりさせることは、すごく大切だと思います。それから、山はみんなのものだから水源税みたいなものを、という考え方も大事だと思いますが、その分所有者の責任も大きくなると思います。そのへんはどうですか。

(小木曾委員)

そういった責任をしっかりと果たしている所有者に、還元できるようなシステムにしていればと思います。

(熊崎委員)

そこで、管理しなくなった人の山は、地域などが面倒見てやるんだということですね。では、次、小田原委員お願いします。

(小田原委員)

今、長野県の森世紀プロジェクトの中で「森世紀工房」の親方として任命され、取り組んでいるところです。この取り組みに県内の木工各社47社が集まったのですが、この2月には、それぞれがどのような技術を持っているのか、また、地域へ貢献をされている状況などを県内見て回りました。そこで曾じいさんの時代から社会に貢献されてきた職人さんのたちの姿を見て非常に感銘を受け、また、文化的、経済的、いろんな面での幅広い話をしながら、いい訪問をさせていただきました。そのプロジェクトというのは、建具組合を軸に始めまして、なぜ建具組合かということなのですが、長野県は針葉樹の植林地帯が多くを占めており、それを有効利用するには、建具職人がベストじゃなかろうか、ということを考えました。日本の建具というのは、ほとんどが昔からスギ、ヒノキなどの針葉樹を使っており、それをベストの状態に加工する技術というのは建具屋さん、もちろん大工さんもありますが、非常に質の高い技術レベルを持っているのが建具屋さんであろうと判断しました。針葉樹資源を川上から川下に至るまで、どのように経済的にも文化的にも技術的にも流していくか、ということで、私は林業者ではないのでわかっていない部分があり、私自身木工デザイナーであり、木材資源を付加

価値を高めて消費者に供給するという仕事を長くやっていますので、ちょうど小木曾さんが持続可能な森林にもっていきけるだけの価格で売れない、といった話もありましたが、これを、長野県の木工集団の力とデザイン力によって、持続可能な森林になるような価格で買ってあげたい、ということを考えております。私もカラマツという、長野県で最も多いものを、よく知ることが大事で、これを利用していろいろ作っております。東京でもショールームなどをカラマツで作ってやってみました。が大変な人気で好評を得ており、それはスギでもヒノキでもマツでもない、何とも言えない味わいがあり、その後もカラマツでやってもらいたいという話が舞い込んでいる状態です。納得いく価格で材を買ってあげることによって、山が蘇り、河川の水がきれいになり、空気がきれいになり、生態系のバランスが取れてくるということに結びつけられれば、一石十鳥以上のプロジェクトに発展するんじゃないかと考えております。具体的には、県の方から要請を受けて、県庁のガラス張りの知事室にもカラマツを使った家具や内装をやる予定で、ここから近い内に全国へ向けてカラマツの有効利用の発信ができるのではないかと、今準備をしております。

(熊崎座長)

県産材の利用のことは条例の中にも書いてあるんですが、口が悪くて申し訳ないんだけど、国もいろんな文書を出していて「県産材」というところを「国産材」に置き換えたら、これみんな国の文書と同じようなことばかりしか書いてない気がするんですね。そうすると、今言われましたように、長野県にはカラマツがあるわけですし、もうちょっと長野県独自のものを書き込んでもいいんじゃないかと思っているんですけど。

(小田原委員)

材が安定供給された時に初めて森世紀工房が軌道に乗るんですね。材の供給の裏付けが果たしてどうなるのか心配しております。今「長野ブランド」という言葉を使いたいんですが、長野県のカラマツだけは長野県にしかないというふうに、北海道にもカラマツはありますが、極めて味が違いますので、長野のカラマツは本当にブランド化できるようにしてみたいと、また、なると確信しております。ぜひ、「カラマツ」という名前を明記していただければと思います。

(熊崎座長)

つい、3月1日にも東京でシンポジウムをやりまして、建築家の方も多く見えまして、その中で林業関係の人は国産材使え使えと言うんですけど、本当に安定供給できる体制になっているのかどうかということがあります。カラマツも同じで、本当にカラマツが良かったら、ある程度持続的に供給できる体制を作っておかなくてはならないんですね。

(小田原委員)

木材業界でも利権が発生したりしてうまくいかなくなると我々も行き詰まってしまうので。

(熊崎座長)

一つの問題点というのは、今、植林もほとんどされてないもんだから、これから継続的にもってい

けるかということと、もう一つは、カラマツはそういうことはないかもしれませんが、どうしても良い木から伐られていってるともんだから、あと残った山というのは手入れ不足の山とか、あまり良い材が出てこないんじゃないかといった心配もあったりするわけです。やはり、県産材を振興する以上は、安定して流れていくような何か仕組みを作っていかなくてはと思いますね。

(小田原委員)

長野県で一番先に明治時代にカラマツを植えた町が県内にありまして、実はそこは巨大なカラマツの森林を持っているところなんです、その町長さんと話をしたとき、カラマツの山を「ゴミの山」と言われたんです。私は「宝の山」と思ったんですが、意識のギャップが大きいことに驚いたこともあります。手入れさえすれば宝の山になる、カラマツにはそういう価値がある材質を持っていると確信しております。30年、40年のものは狂いがくるようですが、乾燥方法がしっかりしてきましたので、かなり質のいいものが出てきます。これを70年、80年までに育て上げれば銘木の世界に入っていくんじゃないかなと。それくらいにまで付加価値を上げたいと。私も以前、日本で初めてFSCの認定を取った三重県の速水林業へ行きましたが、見事な美林といっているんじゃないかと思いますが、間伐を何回もやって見事な材を育てている現状を見ましたが、カラマツも同じようにやっていければ、と期待しています。

(熊崎座長)

県産材の利用の部分、もう少し突っ込んだ書き方があってもいいんじゃないかと、僕も思いました。次、香山さんよろしくお願いします。

(香山委員)

カラマツの話が出ましたので、その部分から入りますと、カラマツのない所も当然あるわけで、ところが針葉樹の人工林というのは、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、この4種類だけを押しさえれば、ほぼ問題ないのではないかなと思うんですね。そういう意味で言えば、それらをどうするのかという課題はわかりやすいことだと思いますから、それを出していく。それは地域性ということにもつながってしまっていて、カラマツはあるけれどスギはない、スギはあるけれどカラマツはない、というような、地域によってはっきりしてるものですから、一つの木材生産の課題ということであると、そのように具体的に考えていくということが重要だとは思っています。持続可能な森林・林業を考える中で、内山さんの話にもありましたが、持続可能な山村社会ということが大きな問題になっているように思います。私は八坂村というところに住んでいますが、八坂村という社会自体が持続可能かどうかというぎりぎりの崖っぷちに立っていると。その中で、町村合併の話をするときも、比較的年齢のいっている70歳以上の方が、昔あれだけ山に力を入れて、がんばって暮らしを立ててきた人たちが、もうあきらめているんですね。もう、ここはだめだと。それが、地域の中で非常に暗い影を落としているわけです。それが乗り越えられないと、森林・林業の持続可能と言っても、やる人がいなくなってしまうので、そこをどうやって乗り越えていけるか、ということはずっと考えていて、どういうことかということ、八坂村は人工林が3割以下で、割りが細かくて、例えばこの部屋の大きさに満たないくらいの一筆があるわけです。そういうところは、人手も入っていませんから、境界の確認なんてこ

とを言ったってほとんど不可能な状態ですね。そんな小さな一筆が何で存在したんだろうと考えてみると、昔、そこで炭焼きをしたり、薪をとったりして暮らしたときに、家族単位で、今回一窯焼こうか、って伐るくらいの、それくらいの面積で割られていて、そして長い歴史の中で回して森林を利用していき、といったことがあった。それが、たまたまある時代に地籍登録をしたときに、多分見えていた線で引いてしまったところが、そういう利用の仕方がなくなって、生活の根拠が山になくなった中で今、入っていくことができないという姿になっている。だけど、その中で人が暮らして行かないきゃならない、と考えるのであれば、やはり新しい枠組みで山をとらえて、そこで何とかそれを仕事にしていく、そういう仕組みを作っていかなければいけないと思っています。私自身、林業をやってきた中で、今ここにある森林というものをもう一度別の形でとらえ直して、それを一つの事業にして生活にしていく、そういう一つの地域のデザイン、そこで生活していく人がいるかどうか、ということができただろうか、ということを考えているということなんです。今まで、森林簿や土地台帳の中で線が引かれているという形での所有者、というとらえ方をすると、どうにも動かない部分がある。やはり、地域の森林というものを、もう一度地域の人間全体が見直して、この山に対しては所有者みんな考えていく、といった仕組みを作っていけないといけない。それが今回、重点地域という形で出てきている施策の中に、具体的にできるかどうか、という話になってくるような気がします。そういう意味では、林業先進地であれば、それなりの取り組みができる基盤ができていますが、30年から40年、林業をあきらめてしまった地域においては、全然違った形のアプローチをしないと無理だろう、それをどうやって地域の一つの暮らし方、必ずしも金を稼ぐ産業でなくてもいいと思いますが、私は何とか仕事にしようと思ってやっていますが、やはりこれで食べていける人数ということで考えると、例えば八坂村はだいたい3,000haくらいの森林があって、そこに1,200人ですから、これはやはり無理だと思います。けども、そこに生活の根拠を置いていくための何か一つの地域としての仕事を作るんだと、そういうことの具体的な可能性が、里山地域の指定であり、あるいは、保全重点地域の指定の中にぜひ入れて行かなくてははいけない。今日の段階では、総論的なことしか言えない部分もありますが、一つは、現状をちゃんと認識しなければいけない。年輩の人が若い頃木を植えたときの夢が実現できてないわけです。この状態の中に、少しでも可能性があるか、ということも含めてちゃんと分析する。例えばカラマツでいえば、40年で全部伐る予定で植えているわけだから、それを過ぎて立っているものがゴミと言われるわけです。そうじゃなくて、80年、120年もあるんだよという形で見えていったときに、この山をどうデザインしていったらいいのか、というイメージが可能になる。将来のために、こういうデザインをしていくために、山の整備をやるんだということを、はっきり謳っていかないといけない。それが最近、間伐促進をどんどんやろうと言われていますが、場合によっては、将来のことを考えない間伐、いいものをどんどん出して、コストを下げ、という仕事が行われていしまっている現状があります。これは、現場の人たちのぎりぎりの選択で、しかも所有者が現場に来ていちいち言わなくなっているから、とにかくやってしまう。こういうことをやっていたのでは、長野県の森林は、とんでもないことになってしまう。はっきり、こういうような将来像の森林を作るんだというデザインを設定した現状分析した上での取り組みを、地域レベルで積み上げていき、その中で、それを理解した人たちが現場に入って仕事をしていくということをやっていないとだめだと思うんです。建設業がだめになったから林業やれ、ということをやってしまったのが、うっかりすると危険なことになると感じています。何をやるのか、ということをやるとわ

かつてできるようなガイドラインが必要だと思います。県から条例というデザインもあると思いますが、やはり現場で積み上げていく、しかし、それをやるのに実は市町村が案外障害になってしまうことがあるんです。優れた根羽村のようなところはいいと思うのですが、林業をあきらめているようなところに行くと、そこが壁になって、制度上市町村の役割がいろいろあるのに、動かないといった状態になっている。そういったところには、県が働きかけないと動かないと思います。県の普及事業も、所有者相手ではなく、市町村の担当者と組んでやるという事業にしないと変わっていかない。これも重要な点だと思っています。

(熊崎座長)

非常に的確に問題を突いておられると思います。もう一度地域の人と全部で、どうやっていったらいいのか考えなきゃならん時期だと思うんですね。皆それぞれ山持ちがいて、あれは俺の山じゃないから、と無関心になっている。それが問題になっている。ばらばらにやっていたらどんな山になっていくのか検討がつかない状況になりつつあるんですね。現状がどうなのかしっかり認識して、それを地域の人がもう一度共有して、どうしたらいいのか考えるといったことが非常に重要な仕事になってくるんじゃないかと思います。それを、ここの中にもう一度書き込んでいくというか。内山さんの言った「地域政策」の中で考えるといったこと、今の話の視点もそういった山村社会から見直す、そうしたことも大事だと思います。12時から休憩ということになっております。今までも非常に良い意見が出ていて、ぜひ、これ盛り込んでもらわなきゃいかんと思うので、午後もこんな感じで進めていきたいと思っています。午前の部は、このへんで終わりたいと思います。

【休 憩】

(熊崎座長)

今まで大変良い意見が出ていまして、ぜひ、条例に盛り込んでいってほしいのですが、全部盛り込むには県の人たちも大変だと思うのですが、ぜひがんばってもらいたいと思います。それでは引き続き、島崎先生からお願いします。

(島崎委員)

島崎でございます。昨年、この話をお受けしてから、多分大変な仕事だろうと思っていたのですが、県の素案づくりも大変だと思うんですが、第1回のときにも申し上げたつもりなんですが、条例を作るからには簡明なもので、皆にわかりよくて、しかも実効性のあるものとして作らなければならない。今さらこれを作らなければやっていけないか、ということについては、既成の決まりの中でやることも随分あるとは思いますが、状況が非常に変わり、情報もいろいろ入り交じるという中で、できれば簡明でわかりやすい実効性のあるものになってもらいたい、という思いでおります。午前中からの話のように、行政としては網羅的に作らざるを得ないと思うんですが、理念に関しては、内山さん、香山さんに先程言っていたんで、そのことについては重ねては申し上げませんが、私の場合、長野県でなぜ今条例を作るのか、ということになれば、県下105万ha くらいの森林をいかに整備し、いかに健全に、これは特に人工林ですが、これをできるだけ健全にしていくといった条例でない

と、条例を作る意味もないと思います。そういう意味では、これは大変な作業であり、責任であろうと思うんです。私の場合、担い手の問題に絞らせていただきますが、ご承知のように担い手の絶対量が非常に不足しているという前提で、森林の整備はやらなきゃならないが、長野県の105万haくらいの森林があり、全部が全部を整備する必要はないのですが、ざっと見て、その半分くらいは人工林であれ天然林であれ、これから我々がかなり長い期間かかって関わっていかねばならない、ということになると、50から60haという森林を何とか手を入れていかねばならない。そのためには必要な人や資金がないといけないわけですが、県で現在、林業の就労人口が2,100とか2,700とか、いろいろな数字が出てるんですが、ただ、県では2010年頃までに4,200人くらいに、新規参入を促して確保できれば、という計画になっています。50~60haには最低限の数字だと思います。これだけの森林をやろうと思えば、1人100haの森林を維持管理できたとしても、6,000人とかという人数はどうしても必要であると思います。1歩譲って4,200人でよいとしても、今2,400人くらいとすれば、差し引き1,800人くらい足りない。1,800人を、あと6、7年でということになると、毎年200から300人は増やさないと、4,200人に達しない。また、2,400人ほどの中の50%ほどが60歳以上ということになってますから、半分の1,200人くらいは、いくら長くてもあと7、8年でリタイヤしてしまう。ということからいくと、さらに100~200人くらいというのを充足しないとイケない。合わせると毎年400人前後増やしていかないと、4,200人という数字には達しないことになります。定着率は70%ほどしかないので、それで計算すると400人が600人という数字になる。これが果たして充足できるかと考えると、これは大変なことだと思います。今、いろいろな施策をやっていますが、この担い手の問題が解決されなければ、条例がいくらできても、いわゆる実効性のないものになってしまう。今までも絵に描いた餅が多いんですけども、今回は何とか実効性を、と思います。森林所有者は、元来土地を所有して、その上の林木を維持管理するという者が森林所有者という位置付けになると、本当の意味での森林所有者というのは非常に少ないと思います。今回ペナルティを課す、というようなことで何とか所有者の現状を打破しようという考えも持っておられるし、所有者の種分けは、自分でやる人、金を負担して第三者にお任せする人など、分けることが必要で、勧告などに応答しない人や、また、所有権を移転すると不在村の所有者が多くなっているケースも多く、担い手ができていても開放してもらえないことには、手を付けられないということもありますが、権利の移譲でもいいですし、できなければ、行政や森林組合の仲立ちといったことにより、かみ合わせていかねばならないと思います。そうした中で、森林組合の役割というのは、どのようになっているのか。森林組合の責務をどうするのか、といったことがないと大変なことになると。また、市町村の林務担当も非常に非力になっており、事務に追われて満足に動けない、そういったことも課題になっています。こうした森林所有者に対する指導、助言というような点が欠けてきており、このへんを整理しないと、条例ができて「こうしよう」と言っても実働部隊がない状態で、どんなふうに具体的にこれを支えていくか、ということで、担い手という問題を含めて、資金のことも含めて、裏付けがないと、条例制定の意味がなくなってしまう。日本の森林計画制度、地域森林計画も、審議会でも2、3質問するだけで、問題性が出てこない。数年前、市町村森林整備計画を作るとき、いいチャンスだと思ったんですが、これも計画制度から一歩も出るものでなくて、何かが大きく変わったということではなかったんです。ぜひ、実効のあるものに変えていくということは、条例がなくてもできることだと思うんですが、市町

村も非力なため、森林組合の位置付けもはっきりすれば組合とも協力してできることだと思うのですが、そのへんのことがこれからどうなっていくか、ということも含めないと、担い手問題もはっきりできない。また、境界の問題、資金の問題等、住民意識がそこないと、ただ作って情報だけ伝えるということにならないようにやっていければ、と思います。あまりにも問題が山積した中で、そうした意識を持ちながら、簡明で、分かり易くて、実効性のあるものにとということで、やっていただければと思います。

(熊崎座長)

ありがとうございました。今回の条例案の中で、担い手の問題がきちっとした格好で取り上げられていないような感じがするわけですね。それと密接に関係することで、今までは山持ちさんに任せておけば何とか管理してくれていたが、今それができない状況になってきて、じゃあこれから誰が管理していくかという場合に、実際に山で作業する人がいるかどうか、ということと、それと地域として山を管理する、ということになったら、ある程度山持ちさんたちが持ってた情報であるとか、計画能力であるとか、それをどこかで代わっていかなくてはならないんですが、一体誰が担うのか。そして、市町村、森林組合が担えてない現状、それと県の普及指導事業をどれだけ絡めるのか、ここも非常に弱くなってきて、結局そのあたりのところに問題が山積している。この条例の中に森林組合の在り方などには触れていないわけなんです、僕の理解している範囲内では、やはり長野県あたりから森林組合も変わっていきじゃないか、というか、知事の意向もあって本来果たすべき役割を明確にしておくべきではないか、という感じもするんですね。どれくらい書き込めるかは別にして。森林組合、市町村、県があり、さらには県の森林審議会があるわけですが、これもこのままで良いかと問い始めたら、本当に山積していて、どこまで書き込めるかは別にして、こういう視点は重要だと思っています。言われてみれば、これ書かれていないんです。あんまり。ここで奈良さんが都合で早めに退席されるそうなので、もし良かったら奈良さん、先にやっていただけますか。よろしくお願いします。

(奈良委員)

では私の方で、三つほど今考えていまして、一つはスコープ、対象とする範囲なんです、結論としては、かなり広い視野に立って考える必要があるだろうと。例えば、都市計画の話だとか、環境保全のセクションとの話も含めて、横断的な考え方の中でやっていった方がいいんじゃないか、ということの一つ感じております。例えば、ここに水がありますが、どれだけ水が良くてもコップが臭ったりすれば、それも損なわれるわけで、森林も森林だけ良くはだめで、町や都市、それにさらに、そこに住んでいる人、それらが総合的に考えられていなければならないのではないかと。一つ今回の素案の中で、森林の方は保全と整備、里山は整備と活用が謳われていますが、さらに町に下りてきて、エコゾーンだとかビオトープというような森林に関係する話も出てくるし、また、そこを構成する人々の意識を森林に向けさせる、というような広い視野で総論を捉えて、各論は各論で詳しく過不足なく書いて、具体的にどのような施策をとっていくのかということはきちんと記述する必要があるだろうと思います。ただ、全部広く深くですと、とてもボリュームがあって無理ですから、これは重点的に今回の素案にあるように、重点地域でステップ・バイ・ステップの進め方でいいと思いますが、いずれにしても、わかりやすくする必要があり、今の読んだ中で、難しいな、という点があったところも

わかっていたらと思います。二つ目は、システムの話で、人とモノと金ということを書かれていますけれども、最近これに「情報」が加わっています。モノについては、よく書かれていますと思うんですが、お金の部分、林業で生計が立てられる、林業で生きていけるようなシステムが必要だろうと。例えば、今グリーン購入ということで、県産材を優先的に買ってもらおうと、少し高くても買ってもらうという、そういうグリーンフォレストパーフェクティブですか、そういう森林のグリーン購入的なものを制度として進めていくということも一つ考えられると思います。人については、やはり山を守る人の人づくり、もちろん一つ二つ、育成というような語句が出てるんですが、もう少し具体的にボリュームを大きくして記述した方がよいのではないかと、と思います。それに絡めて、省力化や機械化の技術開発を位置付けて、少ない人数で広い地域をカバーするとか、あと乾燥技術を太陽光発電による乾燥システムにするとか、そういう最新技術を使った森林マネジメントも必要になるのではないかと、と思っています。あと、情報ということなんですが、普通、システムはP. D. C. Aというプラン、ドゥー、チェック、アクトで回すんですが、チェックが重要でして、今回、報告を出させるという一文も読んだんですが、このあたりの報告の義務付け、あと、今衛星がサテライトがかなり飛んでいますので、衛星の画像で管理状態、GPSだとか、広い範囲で管理していくといった情報関係も今後考えていくことが必要だと思えます。三つ目は、名称なんですが、「保全」というとコンサバティブという、ちょっとパッシブなんで、ここでは整備だとか保全だとか活用という言葉が入っていますので、例えば「持続可能な森林づくり条例」だとか、もう少しアクティブなタイトルでもいいのかなと考えております。それから追加して、権利と義務というのは必ずついて回るんですが、今回、責務はきちんと書いてあるんですが、どうも権利の方が明確じゃない。やはり、権利はモチベーションにもなりますんで、ぜひ、権利がこうあって、その代わり責務、義務もこうありますよというところを両論きちんと書いた方が、モチベーションも高まるんじゃないか、というような印象を受けました。後は皆さんの話されていることに私も賛成ですし、今回の素案も極めてよくできていますので、長く話すこともないと思えますので、以上で終わらせていただきます。

(熊崎座長)

ありがとうございました。三つ大きい論点があったわけですね。対象とする範囲といったところで、広い横断的な取り上げ方があるんじゃないかと、そこで人々の意識を森林に向けさせる工夫があっただけじゃないか、ということが一つ。それから、システムの方で、国産材のグリーン購入といった話、また、情報ではGPSや、GISもあるんですが、所有境界の確定もGPSを使ってできるか、ということも大きな課題になってくる。地域での管理ということになった場合、なおさらということになると思われまして、それからタイトルも、もっとアクティブなものをということ、これも最後のところになって、そういう名称の問題も出てくるんですが、その点での提案もありました。ありがとうございました。奈良さんは、2時半くらいまで大丈夫ですか。まだもう少し時間ありますから、もう少ししてください。先に終わってしまいましたけど。そうしましたら、次に関原さんよろしいですか。

(関原委員)

ちょっと自分のはポイントがずれるかもしれないんですが、この条例によってなにかがしかを享受でき



る方々というのは、とりもなおさず県民であるわけですね。県民は森をどう捉えているかとなると、ほとんどが、木が生えているところは森だと思っていらっしゃるはずで。このような条例を作ることの一義的な価値というのは、私は森林価値の県民に対する提示だと思っています。その中から、利活用整備ですとか、産業喚起というのがあるということだと考えるんですが、条例、なかなかがんばって作っていらっしゃる、すごいなあと思うんですが、実は総論と各論が混在している気がしてならないわけです。例えば目的の中に、森林と林業が並列で書かれていますけれども、林業は、産業が多面的な側面で総体的に底上げしてはじめて林業の振興になるわけですから、林業が単独で振興することはないわけです。ですから、まず総体的な森林価値というのは、これは苦しいんですが、総力戦で戦わなければならないのが、この森林条例関係のお話だと思うんですね。今まで各論でやってきて、または中央官庁の縦割りで対応してきて、全て敗北してきてるわけですから、苦しいんですが、総論的な意味合いの整備があって、それでその中で、施策が各論としてどのポジショニングにあるか、ということをはっきりさせてからやらないと、ごちゃごちゃになるような気がするわけです。例えば所有権の問題、よくわかります。林政課がいかにかこれにフラストレーションを抱いていたかということもわかるんですが、これがいきなり主要なお題目として登場することなのかどうか、ということも感じます。しゃべるのがごちゃごちゃになると困るので、まとめてきたものを今、お手元に配っておりますが、基本理念は、全部を網羅している必要があると思います。カテゴライズも乱暴だとは思いますが、少なくとも(A)「原生林・天然林・自然林」、(B)「里山林」、(C)「植林(利用林)」の三つはあると思います。この各々の調査分析の上で、林業の問題等現状の把握があって、起こっている危機の把握があって、そこで緊急性レベルを設定する。どれがやばいのかと。でもって、あるべき未来のビジョンの確定になるんですね。こここのところこそ、県民と一緒にやるべき作業なんではないのかと思うんですね。希望を持ってもらうというのが条例のものすごく大きい部分だと思うんです。このランドデザインがあって、告知があって、やはり道順とゴールの見えないマラソンは誰もやる気がしないですね。だから、そういう作業がまずあるべきじゃないのか。未来の提示があって、問題の提示があって、解決案の提示があって、タイムテーブルの提示があって、その上で参加を呼びかけないと、一般の県民にとって森は引き続き遠いものであり続けてしまう、ということですね。未来のビジョンと現状の危機、その上で優先順位を決めて施策とタイムテーブルの作成をして、かつ財源の確保、水源税、森林税、炭素税ありますけれども、あるいは、NPOと企業が民・民で完結すれば、これも財源の確保と呼ぶうるわけですが、これを各A、B、Cのカテゴライズに関して、どのような施策をとるか、例えばAは「何もしない」という保護があるかもしれないです。こういう設定がこの条例からは抜けていると思いますし、里山に関して言えば、これは今度保護でなくて整備になってくるかもしれない。しばしばこの条例にメインで登場してくるのは、実はここにあるCの部分にカテゴライズされているものです。どの問題のどの部分をやっているのか、ということの把握が必要で、ただ人工林の面積が多くて非常に危機に直面してますから、それを理解した上で危機性の高いものから手を付けるというような総論の上での整理がまずやられて、それではじめて考えが整理されてくる。それと県民に関しては、森林全体のビジョンを提示して、その中で緊急性の高いところからやっているんですよ、ということの提示があって、具体的な施策が始まっていくのではないかなあという気がしています。私は、このCの部分の針葉樹の利活用というセクションなんで、2枚目の紙ですが、新潟県でそれをいろいろと産業化しようと思ったんですが、やはり木材産業単独、製材単独、林業者単独で

は、ついぞモノは流通しなかったです。これを水の循環に例えて描いてありますけれども、これ一つとっても全部の状態が機能してもらってはじめて木材製品という流通が発生したというのが実は現状です。どれを一つ切り離しても流通が成り立たないという、言い換えれば全てを同時にやらない限りは、この流通が発生できないという、流通と産業がしっかりしないと、それに付随している林業の部分の需要喚起ができないというわけで、これもCのうちの、そのまた一部なんですけど、ここだけでもこれだけの全ての状況が機動してもらってはじめて運用できるということだと思いますし、これがおそらくBの里山にもあるでしょうし、Aの天然林、自然林にもあると思うんです。行政が全く1から10までやってうまくいくことはないわけですし、やはり一番大事なのは、森林価値の提示ですね。県民に対しての。そして、利活用の整備になると思います。三番目が、やはり産業振興なんですけど、これもあまり事細かに補助制度等で規定していくのではなくて、産業基盤が作られるベースの部分のフォローアップをどうするのかというのと、マーケットを作ってやる、ということに尽きちゃうわけです。上越の場合、興味のある一般市民の参加が、はじめて森林まで立ち戻ってようやく一巡できるような物流にもなっているというのが、これはきれいな事ではなくて事実です。三つカテゴリーはしましたけれど、あるべき未来のビジョンというものが先になければ一体どこにたどり着いていいのかわからない。ぜひとも、作業スケジュールで県民から意見を聴くというのが、4月から6月までありますが、このような部分で未来の提示のための期間をきちっと取って、そこにたどり着くような実効的施策は専門家が考える、というような形でやっていかないと、各論と総論が入り交じった、あるいは局地戦的な条例になってしまう可能性があります。今からこのような方向に向かえるのかどうかわかりませんが、できれば、もう一度振り返っていただいた方が混乱しなくていいのではないかと、気がしております。

(熊崎座長)

ありがとうございました。関原さんの見た感じでは、条例案の整理の仕方が、システムティックなやり方が欠落しているのでは、ということでしょうか。

(関原委員)

そうですね。作ったのが林政課さんで、毎日苦しんでいると思うんですよ。その苦しみが、よりよく言えば反映されすぎていまして、森林総体の価値の中で苦しみの喫緊な部分が大きく取り上げられてしまっていて、結局でも、それをやっていくと最終的には県民の指示は得られないと思うんですね。そのコンフューズが起こっているという気がします。

(熊崎座長)

もう一つ。あるべき未来のビジョンというのはどうしても必要だと思うんだけど、それは一体どういった格好になるのでしょうか。

(関原委員)

手法としては、県民の、まずこうあってほしいという、幼児性の高いものであってもいいと思うんですよ。まず、そういう希望の網羅をやる必要があると思うんですね。その中で、それが見え

てきますから。作文とかでもいいと思いますし、そうした聞き取りによって「県民」をあまり蚊帳の外に置かないで、一度は徹底的に夢、理想を聴くという、その中から専門家が実効性のあるべき未来というのを考えて、煮詰める時期があってもいいんじゃないかという気がするんですね。

(熊崎座長)

この資料の絵は、材の流れを水の流れに例えて描いてあるんですね。

(関原委員)

はい。どれか一つでも抜けたら流れない、ということなんです。総力戦でやらないと、森は良くなりませんということ。また、地縁的な産業でないと価値は認めてもらえない。産業を動かす上で、地縁性を認めってもらうことが絶対必要だと思います。それは、NPOが担うべきだと思うんですが、自分たちもそれをやったんです。

(熊崎座長)

趣旨はよくわかります。次に高見さんお願いできますか。

(高見委員)

私も意見が似てまして、先に皆さんに言われてしまった感があります。私もこれを読ませていただいて、これをして一体どこへ行きたいのか、というのが見えないと感じました。林業というのは、100年くらい長期的に考えていかなければいけないものなんで、タイトルも「長野県の100年森林ビジョンと戦略政策プラン」とか、そういった長期で考えて、今はそこに行くための一歩としての条例だという位置付けというふうにさせていただきたいと思っておりまして、関原さんのこの図ですごくわかりやすくなったというふうに思います。それと、明るい未来を描かないと本当にやる気が出てこないというんですか、本当に林業が厳しい状態にあるといった失望している状態で、それでも何とか、というのではなくて、100年後にはもう本当に素晴らしい未来が待っているんだという、そこに行くために、じゃあどうしたらいいのかということをやっていくという明快なプランが必要だと思うんです。どういう未来が考えられるのかということで、私3週間スウェーデンに帰ってまして、今回、スウェーデンは今本当に持続可能な林業をやっているんですね。ここに書かれているように、森林区分の整理で、利用する部分と保護する部分、また人々のレクリエーション、人々の学ぶ場とか、そういう総合的なランドプランをたてたものをもって、それを進めているというのがスウェーデンの森林です。林業も、スウェーデンの輸出産業の一番大きい先端を行ってるものですから、日本の目指す未来というのは、すでに違った形で見れるんじゃないかなと私は思ったわけです。それで、今回私は、スウェーデンの森林所有者連盟というのがありまして、その国際交流のコンサルをされている人がいますので、その人にインタビューに行ってきました。そこで話を聞いたこと、長野県の現状をお見せして、あなたがもし長野県に行って、そういうチャンスがあったら、あなたならどうする？ということをお聞きしたら、一応提案してくれたものがあるんです。それで、ちょっとその話をしたいと思います。その前に一つ、2枚紙を配ってありますが、スウェーデンの状況というものを一つお見せするのに、こちらのグラフを見ていただけますでしょうか。下の方は時間軸で、1950年から

2000年です。左は林業の生産性を表しております。1人1日当たりこれだけの生産力があるというものなんです。それが1950年からどんどん生産性が上がっているんですね。それで下がっている方の線が、これが林業に携わっている人の数です。これは、ものすごく下がってきています。スウェーデンも林業に昔ほどの人が関わってない、けれども生産性はものすごくいいんです。それを可能にしたのは機械化なんですね。そのためには、やっぱり、農地改革をしたように林業もきちんと計って、機械化が進むような体制に持っていくことをやったので、できたということと、それと、国と森林所有者の連盟と企業とがお金を出して、森林研究所というところを設けていて、そこで常に生産性を高めるための研究をやって、機械メーカーと話し合いながらどんどん進めていったわけです。それから、かなりオートメーションで林業ができるようになると、GPSという話も今出ていましたが、これも既に使って進めており、コンピューターが木を見て伐採できるようになっているわけです。日本は地形が違いますから、スウェーデンの機械が使えなくても、日本でもかなりの生産性を上げるということが可能じゃないかなという、素人ながら感じました。さてそれで、その彼にあなただったらどうするか、という話をしたときに、やはり言っていたのは、長期の明るいビジョンがないとだめだという話と、森林の生産が動いていくというのが重要だ、というわけです。彼が何を言いたかったのかというと、今日本にアドバイスするとしたら、まず最初、5年から10年かけて森林の所有の問題の解決、これをまずやるんだと。で、その仕組みができるのを待っている間、世界的な競争に勝てるように、これから出てくるバイオマスという新しいエネルギーとしての価値、そこに力を入れていく、投資するといったことをしたらどうかと。二酸化炭素を吸収するという価値も出てきているわけですし、レクリエーションというのもありますし、水源のこともありますし、そういったことでの価値をもっと出していく、といったことを言っていました。それから、三つ目としては、すでに森林として行われている産業、観光なんかもそうだと思いますが、そういったものも進めていくんだと。だから今、どこに森林に関係ある産業があり、どこにそのマーケットがあるのか、というところを見て、そこを伸ばしていく、といったような話がありました。あと、国に頼らないっていうんですか、市場の力でやっていくという意味で、森林のアクターというのが非常に重要である、ということ言っていました。森林所有者連盟が全国で5つあるんですが、それを3つにして、もっと力をつけていくといったことも言っていました。それと、あと知識と教育というのが必要だと。森林所有者に対する教育というのも重要視していました。それは国も重要視してまして、最近2年くらいかけて所有者に教育をしていくといったプログラムもあったんです。その教材ももらってきたんですけど、また見ていただけたらと思います。そういうようなことで、ぜひ、成功する姿、成功した姿をまず持っていただきたい。そして今ある現実の把握をするんですが、その間のギャップをどう埋めるのか、というふうに見ていただきたいと思いますと思うんですね。ですから、この素案というのは、長野県の事情で提案されていることだと思いますので、それがビジョンに行くまでのベストな効率的な方法なんだろうかということも考えながら、もう少し煮詰めていただけたらいいんじゃないかな、というふうに思っております。

(熊崎座長)

はい、ありがとうございました。関原さん、高見さんから出てきたのは、将来どこへ行くのかといった目標を、はっきりさせた方がいいんじゃないか、ということですね。どれくらいのウェイトを置

くかなか難しいところだと思うんですね。今、長野県の森林がこんな大変な状況になってるものだから、ここ何とかしなければいかんという応急措置的な条例っていうのは、ある意味からすれば、そういう一面というのも持たざるを得ないわけなんだけれども、そうは言っても将来どこへ持っていく気なのか、というそのことが見えないとなかなか難しいという話にもなっていくわけですね。で、今回皆さん方のご意見をお聞きして、それからもう1回討論しなきゃいかんと思うんですけど、一つの問題は、今高見さんの表現では、100年森林ビジョンというのかな、そこまである程度書き込んだらどうだろう、それと、今当面やらなければならぬ、いろいろな課題を抱えているわけですが、そのあたりのウェイトをどのくらいずつ置いていくのか、これからの論議するべき重要な論点だと思うんですね。それと高見さんが一番はじめに言われた、5年から10年かけて所有者の問題を解決されると言われた、それは具体的には、どういったことだったでしょうか。

(高見委員)

スウェーデンでは、農地改革をするとき、山にも同じことをしたということなんです。だから、きちんとコンピュータで所有界が明快にわかるような広い機械化ができる区画づくりをして、問題解決していった、所有権の問題を解決していった、ということなんです。

(熊崎座長)

それは先程から問題になっている所有権、境界の問題でもあるわけで、林業の生産性の向上につながっている、ということなんです。

(高見委員)

スウェーデンの山の半分くらいが民間の個人所有、あとの25%が企業、あとの25%が国だとか自治体とかなんです。50%の個人は森林所有者連盟に入って、企業と対抗するような、コープみたいなものですが、やっていくためには強くなければならぬということ、所有権の問題を先に解決したという歴史から、日本でやるのもまず、それが一番最初だろうということなんです。

(熊崎座長)

どうも、ありがとうございました。そうしたら次に辻さんお願いします。

(辻委員)

私、子供の体験活動をしているNPOの視点から、気付いた点を話させていただきます。サミットがヨハネスブルグで開催されたとき、そこで「環境と開発の国際会議」というのがありまして、そこで「教育の10年」という2005年度からはじまる興味深い提言がされました。何かというと、環境問題を解決するためにはどういうことをやったらいいのか、ということをお話し合ったわけなんです。私の知り合いも発言してきたらしいのですが、決して自然とか環境とかゴミとかエネルギー問題ばかりじゃなくて、全てのことを一緒に変えていこうとしないと環境問題は解決できない、ということで、平和の教育であるとか、人権の教育であるとか、あるいは男女がもっとコミュニケーションしてとか、そんな多岐にわたったテーマだったんですが、そうやって解決していくんだということを提示されまし

た。10年間、教育に徹底的に力を入れようじゃないかというような示唆の富む提言がなされたらしいです。やはり、これ結論から言うと、条例にもそういう人づくりのテーマで、林業の担い手というのも当然なんですけど、次世代への教育というのを明確に位置付けるというのをすべきじゃないか、基本理念に位置付けるくらいの気持ちでやるのがいいんじゃないかと思います。森だけを見つめているというようなことでは、まさに木を見て森を見ずということになってしまいます。世代的な階層性というのもあって、次世代の下層部分にも伝えていくような内容を盛り込めないかと。エリアの階層性で言うと、内山さんのおっしゃった地域だとか、奈良さんのおっしゃった町の人とか、そういうこともなるほどと思ったんですが、そういったことをきちんと考えていく必要があるんじゃないかと思いました。何でこういうことを思っているのかというと、教育の現場、学校から、木の臭いが消えている。自分の暮らしの中でも森との関わりをどこで感じたらいいのかというのを考えています。子供にそうしたことを伝えるということは、イベント的なことも大事ですが、こういうことは恒常的、日常的でないと伝えられないのかなと思うんですね。体験教室的なものを設けようということもこの中に謳われているんですが、どうしても非日常になってしまうんですね。もうちょっとそれを日常に落とし込もうという、私たちの言葉で「腑に落とす」と言っているんですが、なるほど子供たちが思ってくれるようなものは、イベントでは難しいんじゃないかと。だから、質も量も同時に確保するような仕掛けというのを教育で作らなければならないのかなと思います。子供は教室の中でも育つんですね。ただ、教室外が実は大切であって、むしろそういう外でのコミュニティがあった方が育つと思っているんですね。自由性も高い場所だとか、変化に対応する力ということなんですが、そういうところがあつたほうがよいのかなと。それを私たちは暮らしというものに、もう一度持っていけないものか、と思っています。例えば学校ですが、いすとか机とか食器とか県産材の利用ということでやられていることもあると思いますし、そういうのも活用していけばいいと思います。木造校舎などもあります。ただ、私がもう少し提言したいと思うのは、長野県らしさを出そうということで、みんな薪ストーブにしてしまう、ということをするかどうかということです。灯油等、中近東から来る燃料というのは環境教育として迫りにくいんですね。薪は、みんなで地域なりで確保していくような、そういう仕組みを作ったらどうかなど。里山整備をするとか。それは産業構造ではなくて、教育への投資という意味で里山というのを活用できればいいなと思います。自分の家だと難しいので、量が確保できる学校という切り口はいいと思いますし、体験教室のような非日常のイベントで質を確保するのも大事なんですが、同時に質も確保していくことを一気に変えていかないと、おそらく10年後も20年後も同じような議論が、変わった世代で続くのかなと思います。暮らしの現場に木の臭いを復活させるという意味で、子供の環境教育などの現場にぜひからめていければと思っています。幸い特区構想というものもありますが、これをもう長野県でやっちゃうという、長野県らしい提案の仕方ということで、そんなこともいいんじゃないかなと思っています。あと里山整備利用地域の認定制度が出ていますが、これ非常に自発的な活動を支援するという意味でいいと思うんですが、例えば今言ったような条項を条件として盛り込むとか、いろんな人のアイデアを持ち込んで、学校をもっと活性化していくような方向にいけないかなと思っています。もう一点は余談なんですけど、私、泰阜村で山村留学の団体をやっているんですが、僕たちは教育団体としてやっているつもりなんですけど、やはり自治体は小学校を存続させるための対策というのが始まりで、それが地域の存続といったことにつながっているということなんです。同じことが森にも言えるのかなと思います。先程内山先生がおっしゃったこと

かなと思ったんですが、やはり、森との関わりが消えてゆくということは、地域が存続できるのかなというところ、なかなか切り込みにくいところなんです、それでも残っていく地域とは一体どんなところなんだろう、それが提示できればいいと思うんですが、明るい未来だけでなく、リスクを提示することも大事だと思います。いずれにしても、いろんな階層性を考えた上で長野らしさをどこに出していくのかという点で、次世代の教育というものを位置付けて書いていただきたいと思います。

(熊崎座長)

ありがとうございました。次世代教育の部分を入れるとなると、森林・林業に関する基本的施策ということを書いた3ページ目のところに一つありますが、「県民意識の高揚」というところ。このへんもう少し長野県らしい書き方がないかということなんです。それと、里山のところでは、教育との関わりというのはあまり書かれていないのかな。

(石田課長補佐)

里山の部分なんです、自発的な活動の展開のところ、森林環境教室とか、体験イベントですとか、そういったものも想定しているんですが、条文として書くかどうかまでは煮詰めていませんが、内容としてはそういったものを考えております。

(熊崎座長)

その次世代教育の部分の記述、また、地域の存続との絡みの部分とも重複する部分が出てくると思いますので、そんなところも入れられればお願いしたいと思います。次に宮崎委員お願いします。

(宮崎委員)

総論的なことで二つ、各論を二、三申し上げたいと思います。まず、総論的なことでは、なぜ、条例にするかっていうことですね。政策手段として条例以外でも、例えば森林保全のための基本計画を作ったり方針を立てて、プラス予算措置で事業を行うということも考えられるんですけど、三つ考えられると思うんです。一つは、県民に対して権利を制限したり義務を課するというようなことをする場合、これは条例事項になりますから、条例という手段を使わざるを得ないということですね。2点目として、条例という政策手段は、他に比べると規範性、安定性、継続性があるわけで、もちろん一部改正、改廃ということもあり得ますけど、長期的に多くの場合は継続していくということ、そういった意味で単年度の予算とも違いますし、3年なり5年計画とも違うわけです。それから民主的だということですね。執行部だけで決める一般の行政計画と違って議会の議決が当然必要になりますから、県民の代表である知事と議会が合意したことが条例として結実するという形の民主的な政策手段と、これが2点目です。あと、3点目として、条例という形をとれば、県内外の人にアピールできるという、これは話題性とか政治的要請の方から来る理由だと思うんですが、いずれにしてもそういった中で、どういう点に重点を置いて条例化するかということで、内容なり規定ぶりが変わってくるんじゃないかという気もするわけです。もし、本当に権利義務に関する条例事項を盛り込んでいくなれば、かなり詰めないといけない論点が多いんじゃないかという気がします。説得力を持たせる必要があるんじゃないかと。それから、裁判になっても耐えうるような論理構成をしておくべきじゃないか

という気がします。それから、そういうことなしに長野県でこういうことをやってるんだというアピールをしたいというのなら、各委員が言ってきた長野らしさという特色を出していくということになってくると思うんですが、最近よくある条例は、何か作ることに意義があるというのが増えてきていますが、そのへんどこに力点を置いていくかということ、まず考えた方がいいのではないかと思います。それから、条例化した場合、それで問題解決できるかということですね。未来が見えないという話が先程から出ていますが、これ、将来像や理念、目的といったところに書かれているんですけど、この条例作ったからこの将来像に結びつくかどうか、という疑念が皆さんにはあるのかもしれない、といったことを思います。それは、私は森林の専門ではないのですが、今日話を聞いていると、非常に深刻な問題が多い中で、時間的に息の長い課題を持つのが森林行政であると、だからなかなかゴールが見えにくいのかなど。そう考えると、議論に水を差すわけではないのですが、あまりこの条例に過大な期待を持ってもどうか、という気がしないでもないんですよ。というのは、条例だけで問題を解決するというのは、よほど資金と人員を投入していかないと、この将来像を実現するのは無理なんじゃないかという気も素人ながらするんです。そうでないと、新たな負担を県民に課すると。高知県が新たに水源税を導入して県民から負担をしてもらい、それで森林整備をしていくといった、場合によってはそういうことも考えていかなければいけないんじゃないかと。で、条例ができれば問題解決といったことにはならなくて、例えば千代田区の路上での歩行禁煙条例ですか、あれは効果を上げていますが、なぜ効果を上げたかという、条例を作ったこととプラス、4人1組のチームをいくつも作って巡回して、注意して回ってるわけですね。そのことについて賛否両論ありますけれど区民の大部分が賛成しているという、そういう状況にあるわけですね。だから、条例の実効性ということは、多くの委員が言ってこられました、実効性を持たすためにはよほど覚悟しないと、将来像には近づいていかないんじゃないかという気がいたすわけです。以上が総論で、あと各論としては、考えなきゃいけない問題として、やはり市町村との関係をよく考えないといけないと思います。これは、1997年、林政審議会答申で、市町村の役割を強化していくという方向が出されていて、都道府県が地域森林計画などの広域的な森林整備方針を作ったり、統一的な運用が求められる保安林制度の運用を行うと。市町村が、地域の実態に則したきめ細かな判断や対応が求められる森林施業計画などの策定や実施にかかる指導を行うということが出されて、98年に森林法が改正されているわけですね。そこで、市町村がある意味主役になっていくという位置付けがされておりまして、地域森林計画の対象となる民有林を有する市町村は全て、市町村森林整備計画を策定することとされたわけです。ところが、この市町村森林整備計画が実際機能していないのか、先程来ご意見があったところでございますし、また、同じ森林法の改正でですね、市町村は森林施業計画の認定ですとか伐採届の受理、伐採計画の変更命令、施業勧告の権限も都道府県から市町村へ移譲されたわけですね。このへん法律に書かれてますけど、実態をよく調べたほうが良いのではないかと思います。場合によっては、今法律で謳われていることをきちんと運用すれば、この条例で定めようとしていることがかなりできるかもしれないので、特に市町村のところの実態が今までの話のように障害になっているという部分、それが共通したもので構造的な問題なのか、あるいは一部の市町村の問題にすぎないのかということについて、きちんと問題を整理してからでないと、県の条例が説得力を持ってこないんじゃないかと。この中に市町村の責務についても書く、これもいいかどうかという問題も分権改革後の県と市町村の関係の中で考えないといけないんでしょうけど、書くとしても書き方は、市町村が今どういう状況に



あるのか、という実態をよく把握する必要があるのではないかとこのように思います。それから各論のもう1点は、森林整備保全重点地域をどのように考えるかということで、これはまだ議論が詰まっていけないということなので、これから検討されていくんでしょうけど、権利・義務に関係してくることであれば、かなり詳細な立法事実の認定をしていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。まず、こういった仕組みが必要かどうか、他の手段でできないのかということ、きちんと整理しないといけないと思います。前回配られた資料の中で、かなり林業経営が厳しくなっているという状況はわかるんですが、例えば整備放棄地の実態などが把握できているのか、そういうことがどうなっているから、一般的な補助政策みたいなことだったらそんなに気にしなくていいのかもしれないかもしれませんが、ある程度義務を課するということになっていくと、やはりきちんと把握しておいた方がいいと思うんです。機能への影響とかそういう点を科学的に現状分析することが大事だと思います。それから、整備地域の採択基準で、市町村長の意見を聴くといった手続きはあり得るのですが、知事が整備地域を決めるということについて、かなり科学的根拠、客観的、合理的、科学的に指定しないと、義務を課する以上そういったことが必要だと思うんですね。例えば保安林の指定などが参考になると思うんですけど、どういう基準で指定しているのかと、つまり多くの人が納得しうるような基準が必要だと思います。場合によっては、何らかの審議会なり調査会なり、付属機関を使ってその意見を聴いて指定するとか、そういうやり方もありうるんじゃないかなと思います。それから民有林の所有者は一般人ですから、財産権の保障との関係で憲法上の規定もありますし、あとは国の関係法令との整理をしておかないといけない分野だと思いますが、場合によっては、国に対して制度改革の要望を出すという部分もあるかもしれないし、そういう整理が必要だと思います。それから仮に、この整備放棄地に対して整備義務を課すとすれば、当然補助制度とか斡旋制度の仕組みなども、また、NPO法人等意欲や能力がある者というのをどうやって判定するか、ということですよ。というのは、途中で放棄されてしまえば、また同じ事になってしまいますから、そこをどうやって判定するのかっていうのは、実務の問題として難しい気が私にはするんですが、どのようにやっていくのかということ。それから、非協力的な所有者の氏名公表や強制的な森林整備ということなんですが、あんまりこの氏名公表は効果あるかどうかというのは疑問ですし、開発行為等の制限については森林法との整理が必要だなという気がいたします。それから、木材の利用促進、里山の制度については、それぞれ具体策が出ているんですが、これも実効性を持たせていくということでは、これだけではちょっと不足かな。必ずしも条例に書かなくてもいいとは思いますが、何らかの裏打ちがないと結局は書いただけになってしまうかな、という気もしないでもないわけですよ。いずれにしても、この将来像に合った姿で結び付けていくためには、かなりのお金がかかることだと思うんですね。そうするとやはり水源税みたいなこと、あるいは森林版の所得保証制度みたいなものを作って税金投入していくとか、そういうことでもしないとなかなか問題解決にならないのでは。と、悲観的なことばかり言ってしまうんですが、たくさん論点を整理する点があるなという感じがいたしました。

(熊崎座長)

これ、一番はじめに論議しなくてはならない問題。何のために条例を作るかという、やはり基本的にこのへん、もうちょっと鮮明にしないといけないという思いはあるんです。今のお話は非常に重要で、一通り意見出していただきましたら、ちょっとこの点について、今の問題提議について皆さん方

の意見を伺いたいと思います。では、すいませんが安井さんお願いします。

(安井委員)

私は出口の方をまず、3箇所ほどですね、お作りになったらどうでしょうか。そして、みなさんがそれに関心を集めていく方が、私は説得力があるんじゃないかと。できればそういうものを早く具現化して、それをみんなが一つの見本にして段々と広げていく方が早いんじゃないかと私は思っております。というのは、私、京都から参りましたので、おそらくこの長野県らしさの中に、いわゆる京都の文化を取り入れようじゃないかという非常に広大な考え方が、全国で初めてのこういう論議の中に、私を入れていただいたと思っております。もちろん各県、熊本にしましても、こういう論議をなされておるんですが、いち早く京都の文化を、この長野県らしさの中に取り入れて、そして早くこの21世紀に対する住まいの文化を東京文化圏に向かって発信したいということじゃないかと私は理解しておるわけですし、東京の文化圏に対して、この長野県らしさの所に、皆がそのためにわざわざ何日間の間で憩いの場所として、おいでになるような場所を森林の中にお作りになるんじゃないかというふうに理解しております。このためには、こちらの長野県でしかできない建具文化、建具のすばらしさ、これは京都にもあるんですが、これは少し数寄屋風の形になってますんで、また後程それも調整させていただきますが、また、漆の文化ですね、これを全国発信していく、あるいは東京へ発信していく、また、紙の文化、この地域に根付いた長い間の尊い文化を次の世代にどう伝えていくか、ということが私は、今回の論議の中に入っているんじゃないかと思っております。そのために、先般申しましたように、住まいの文化は約300年程前からようやく熟成してきた、その原点と申しますか、その中に、いわゆる針葉樹と広葉樹を混ぜた憩いの建物がたくさんあるわけですね。で、今は縦割り行政でほとんど、針葉樹なら針葉樹だけの住宅なりなんなりを建築しておられますが、今、ある種の熱処理によりまして、広葉樹が非常に短期間に建築に利用されるというような実験結果も出ておりますし、この県の林業試験場と合体してですね、広葉樹をいち早く、いわゆる曲がり木と申しますか、どこの日本の建物を見ても全部直線なんですね。ところが欧州へ行きますと曲がり木をたくさん使っておりますし、そういうことがやはり長野発信で21世紀のデザインの発生であってほしいと思います。先般、京都の北部の方へ行ってきましたら、やはり曲がり木がたくさん使っている住宅が指定物件にあったものですから、それもいろいろ取材しておりますし、今回はですね、曲がり木を使うとどれだけ楽しい、また文化性のある、あるいは何かそこへ行って休みたいなあ、働いた後長野県へ行って、そういう中に自分が住みたいなあ、というふうな簡潔な憩いの場所があればですね、おそらくそれが21世紀のこれから我々が先取りして支度しなくてはならない建築文化だと私は思っているわけです。この点について、いわゆる建具部門、漆部門、全部合わせて、そして何か不思議な、そういう憩いの場所を作れたらなあ最近思っております。また、それにはたくさんの方々の京都のノウハウがございまして、それを出来るだけこちらに持ち込んで、こちらの方と真剣勝負してみたいと。そして、新しい21世紀の住まいの文化、小さくてもこれを発信してみたい、と考えているわけですし、ちょっとこの大きなこういう条例の中の、出口だけの部分を今申し上げているわけですので、そういうことを考えながら皆さんにご説得していただきたい。それからもう一つは、私、こちらに来る前に民間の山林をできるだけ登録して、それをユーザーの皆さんにわかるような組織をしてほしい、ということ言われたんです。立派な民間の森林がたくさんあるんですが、ほとんど皆専門業者が来て伐って持ち帰

る。ところが、先程から山を守っておられる民間の方は、ちゃんと間伐も何回も何回もやりながら、そして、これは残しておくべき木だ、といって実に立派な美林ができておりますので、そういうところも一括じゃなくて即ユーザーに見てもらえるような楽しい森林もあっていいんじゃないかと、このように思っておりますので、このへんで一つとしたいと思います。

(熊崎座長)

ありがとうございました。一番冒頭におっしゃられた、出口の方を示すべきだというのは、これは「木」の出口ということですね。

(安井委員)

はいそうです。市町村のどこのエリアでも、いい所、県の2、3箇所に、こういうリゾート的な憩いの場所を、建物を、このように簡潔にできるんだと。こういう所でまた東京の方が休んでいただきたい、というような理想的な場所、たくさんあると思うんですね。ちょっと夢みたいなことです。

(熊崎座長)

それともう一つ言われました民間の山を登録する、例えばきちっとした格好で手入れしてあるとか……。

(安井委員)

そう、できるだけ登録されたら、たくさんユーザーの方がそれを見て、ぜひとも自分で買いたいとか……。今、入札制度が悪いんですよ。まあ、いいか悪いかはわかりませんが。

(熊崎座長)

まあ一つは、森林認証というのは持続可能な森林経営とかいろんな格好でやられてるんですけど、それとはまた違って、ここはそういう格好でちゃんとした手入れがしてあって、そういった木材が出てくるということを保証する、という山になるわけですね。むしろそっちの方が意味があるということですね。

(安井委員)

はい、それをやってほしいと思います。

(熊崎座長)

僕もこれからの一つの課題だと思っています。ありがとうございました。それでは一番最後になりましたが由井さん一つよろしく願います。

(由井委員)

条例の目的なんですが、この目的がはっきりしていないといけないと思うんですが、私としては、この条例を制定することによって、長野県の山の価値を上げるという、これが目的であるというふう

に理解しているわけです。で、山の価値を上げるために、立木の価値を上げるために、この森林保全条例を制定する、ということになりますと、じゃあどういふことが必要なのかなということになるわけですが、当然森林整備と同時に出てきた木材の利用、整備と利用の両面が歯車がかみ合わない、山の価値が上がるということにならないわけです。昨今の、ただ間伐だけすればいいということで間伐して、生産された材がどこへ行くのかわからないというような状況では、ちょっと困るということなんです。かえって間伐することによって大量の材を流す、大量の材がどこにも行かないということになって、かえって材価を下げる、材価を下げることによって山の価値が下がる、というようなことでは何のために間伐やってるのかわからない、ということなので、両面作戦でどちらもきちっとやっていかなければならないなと思っております。それと、長野県に関しては我々の先々代の皆さんが、大変汗水を流して多くの植林をされて、立派な山が育ってきているわけですが、これからがちょうど収穫の時期を迎えるわけですから、これから投資しなくてどうするんだと。今まで一生懸命やってきたものに対してここで手を抜いたのでは、もう全く意味がないわけです。従ってその森林の価値を上げると同時に、今やるべきことは徹底的にやっていかないと、今まで先代が投資してきたことを無にしてしまう、ということになりますので、その点に関しても、県民の、山に関係のない人たちにも理解をしていただいた上で、保全条例の必要性ということが理解されないとまずいと思うんです。というのは、山に手を入れるということに関しては当然ながらコストがかかることになります。で、今まで山が良くなる理由というものは、やはり山にお金をかけていない、山にそれなりの対価を払っていないから山が良くなる。山を良くするには、それなりのお金をかけなければならないということは、ごく当然のことだと思っております。長野県の場合には残念ながらスギでもヒノキでも、というような高い材が少なく、カラマツが多いというようなことで、植えっぱなしというような林業が今まで行われてきたわけですが、カラマツ林業に関しても、これからは植えっぱなしじゃなくて、やはりそれなりの手を入れていかなければいけない時代なんだろうと私は思っているんですが、その時代が今来ているというふうに思っております。従って、山に対してやるべきことは、いくらでもあるというふうに思っております。で、それに対して必要なことが予算措置であったり、労力であったりということになるわけですが、まず、肝心な予算に関しては、この条例の制定によって予算をとっていただいて、山に対してお金をかけるということがスムーズにできるような形を整えていただくことが一番いいことじゃないかなと。それと、従来はトップダウンで、県でこういう政策を打ちました、これに従ってやってください、ということが多かったわけです。それが今回も森林整備保全重点地域の指定ということで、おそらく県で指定して、こういう事業をやりなさい、ということで示されていくと思うんですが、こういうトップダウンの事業もちろん必要ですが、逆にボトムアップですね、地域によって置かれている森林の性質とか性格とか利用方法が本当に千差万別の世の中になってきておりますので、こういう事業やりたい、ああいう事業やりたい、というものに対して県が積極的に取り上げて予算を付けていただくということが、林業の活性化に必要なことじゃないかなと思っております。従ってトップダウンと同時にボトムアップをぜひ、この条例の中にもうちょっとわかるように謳っていただければと思うんですけれども。条例を読ませていただいて、やはり県の皆さんの頭の良さとか、すばらしい文章を書いていたことは感服するわけなんですけど、ただ、これだけをすらすら読んでみて、果たして何を言いたいのか、どういうことを私たちとしてできるのか、ということが少し見えにくいというような、素晴らしい文章過ぎて逆にわからない、という面もある

うかと思えます。それから、財産権に関する制約なんですけど、現在、立木価値は下がり続けていて、立木に対する財産価値というものを考えておられる人たちが今、少なくなっている時代です。こんな時こそ財産権、簡単に言えば所有権と利用権というものをある程度分離して、所有はしていても何もしていない人に対しては、利用権という形で県の方でどんどん利用させていただく、というような方向が非常にとりやすい時期ですので、そういう面で政策を打っていただければ、物事がどんどん進むんじゃないかなと思います。それから、境界問題についても、もうぼつぼつ限界に達してまして、今ここで境界問題ということをはっきりさせておかないと、特に、かつて畑であったような小さな所が山の入り口あたりにたくさんあって、その畑の跡が誰の所有かわからなくなりつつある、というようなことで、今後奥山を開発しようというときに、その里山の入り口の畑の跡のところ、誰のものかわからないということが現実化してきますと、利用したくても利用できないということが起こりかねませんので、もう畑問題なんていうのは早いうちに解決しておいた方がいいんじゃないのかな、と思っております。それから山林労務の付加価値の低さ、これは立木代も本当にただみたいなものですし、山林労務を我々抱えて仕事をしているわけですが、土木工事などの付加価値の高さに比べると林業作業なんてものは、ただ賃金をいただけるだけの話というようなことで、非常に付加価値の低い仕事は今までずっと行われてきているんですが、このへんに対してもう少し、認めてもらえないもんだらうかと。山の中で木を伐るなんてことは誰でもできることなんだから安くて当たり前だよ的な、どうもそんな感じを受けてしょうがないんですが、山林労務に対する価値というものをもう少し認めてもらう、それが、しいて言えば山の価値も上がる、ということになるんだと思うんですが、そんなことを感じております。長野県は、いずれにしても、東京とか大阪とか大都市と違って、山が大変な財産でなければならぬわけですが、その山の財産価値を高めるのに、今必要な時期だと思っております。この時期に手を抜いては、今までのことが無になってしまうと。ぜひ一つ、森林保全条例ということで、言葉は難しいのですが、簡単に言えば山の価値を上げるんだよということで、実効面で使いやすい条例にいただければと思っております。おそらくこの条例を山林所有者にただ渡しても、何のこともよくわからないということになってしまうので、使いやすい、利用しやすい、具体的なものを伴ったような何かいい政策を打っていただければと思います。

(熊崎座長)

はい、ありがとうございます。明快な条例に対する一つの解釈だと思うんですね。今やるべきことを徹底してやるということが、それが実は、今になっては遅すぎますが、戦後いっぱい造林しちゃって本当は一番大事な、一番手入れをしなきゃならない時期を放ってしまったんですね。それで今のひどい山というのが出てきて、これ本当に残念なことで、やはりやるべき時にやるべきことをちゃんとやっておかないと本当におかしなものになっちゃうということ、今やっとならぬとも認識したということだと思います。ちょっと由井さんの話で、重点地域を県でトップダウンでやるということと、それから地域から上げていくっていうこと、これ県知事の指定のような格好で上がってくるものと、具体的にはどんなイメージですか。地域でどうしてもここをやってほしいということで上げていくことになりませんか。

(由井委員)

そうです。具体的には、例えば私がこの山においては、こういう作業をしたいんだけど、どうなんだろうということによって上げていった時に、どういう回答がくるかなと思うんですが、今までは、そういう形で事業が成立したことはありません。あくまで、県の方から示されている事業をただピックアップするだけであって、我々の方からこの山にこの作業が必要なんだけど、これに対して補助金はつかないのかというと、無いねと、そういうことなんです。例えば笹に覆われている山を何とかしたいとか、それから作業道・葉脈路、材を安く市場に出していくには道路がものすごく大切になるんですが、今まではどうしても土建屋さんの発想で、発注される工事についても、すごくコストの高い作業道が整備されていますけど、現実にはそういったものよりも、ブルドーザーでつきばなし、というようなもので結構なんですけど、こまかい葉脈路が本当は必要なんですよね。で、そういうものに対して、なかなか補助金がつかないとか、そういう問題もあると思います。我々素材生産業者が作る作業道というのは、すごく安くできるんです。そういう作業道を県内の山に整備しておけば、収穫の時にはすごく安くできる。それから、その後の植林にしても何にしても安くできるわけですね。ですからそういうものが必要じゃないかなと。コストの高いコンクリートで固めた立派なスーパー林道とかそういうのではなくて、もっとコストの安い葉脈路をどんどん整備できるように考えていただきたいと思います。

(熊崎座長)

ありがとうございました。これで一通り話を聞いたわけなんですけど、先程申しましたように宮崎先生から出てきた、一体何で条例を作るのかという、こここのところの皆さんの意見をお聞きしておきたいんです。今、由井さんが言っていました簡単な作業道の話もありますが、国の補助金の規定であるとか、大本はそこから流れてくるものだから、どうしてもそういうものに左右される、その制約を受けざるを得ないんですね。もし、県独自でやろうと思ったら、独自の約束、規則を作る必要があります。僕は、冒頭にも申し上げましたが、やはり今までの中央から細かいことを指令して細かい補助金の細目が決まって、なかなかそれでないと動けない、やはりそこに今の林政を担当される地方自治体が結構苦勞しておられるものだから、条例を作る一つの意義というのは、ある意味から言ったら、その制約を少しでもうち破っていくことかなあ、という感じも持っていたんですよね。ただ、条例というのは本当にそれでいいのかどうか、ということも少し心配になってきたものですから、ちょっとこの点について、委員の皆さんどんなふうにお考えになるのか、意見をお聞きしたいのですが。どうぞ。

(島崎委員)

我々の企業組合の者が、7、8人働いているんですが、今、この補助体系で仕事をしている場合には、一つのことが終わって、次のことがしたいんですが、やれるフィールドがない。多分、来年度へ入って申請していく、という手続きをとっていかないと、そこに山があっても手を着けられない。今、由井さんが言われたのをもう少し先へ行けば、作業道も県の事業でやるとmあたり2、500円。業者に頼むとmあたり400円くらい。補助金でやると150万のうち50万の自己負担があるが、業者に頼めば40万円できちゃうという事態が実際にあるので、今申し上げたいのは、とにかく出来型でそれを認めてもらえないか、ということなんです。これは、そんなに難しいことじゃないと思うんですけど、今の役所のネットへかかると、今の状態では多分だめなんで、そのへんのこともお分か

りになっていただきたいと思います。

(香山委員)

実は条例よりも、既に大変なインパクトが長野県の林政にあったわけで、つまり田中知事が誕生したということによる効果が非常に大きかったと思います。これは何ら他の制度は変わらなかったのですが、知事が新しくなって予算を増やしたというそれだけのことで現場の仕事はできるようになったし、何と言っても県の職員の方の仕事に対する取り組み姿勢がすっかり変わったんです。林務部の皆さんを前にしてこういうことを言うのも何なんです、これは全く事実だと思います。そのことによって、端に寄せられていた林業というものが、急に前に出てこいと言われたことの、そのインパクトを、やはり各末端の職員の方までが受けて、さらに我々現場で働く者も林業というのはいまもしかしたら、ちょっと追い風かもしれない、という多少の勘違いも含めてなんですが、その効果というのが非常にあって、また、地域でもそういう言葉だけで元気を少し出しにかけている、というのがあるんです。ただ、さすがに時間が経つに連れ、やってみればそんなに簡単な話じゃなかったということがわかってきて、もっと実際問題、例えば予算を増やしたけども、これで間伐したら材価が下がったとか、そういう影響が出てきたり、あるいは、予算が増えて面積も増えても単価が上がるわけではないのでやりきれない、という話があったり、そういうことでこのところ、また足踏みしはじめている。そういう時に、やはり条例という形で、もっときちんとした法的なバックアップのあるサポートがあるということは、林業の現場にとっては非常に大きいし、また、林業に関係のない人たちにとって、長野県では森林・林業が大切なものなんだということを、しっかりアピールしていくという効果もあり、条例というのは、いいんじゃないかと。ただ、その中身に関して言うと、これどこまで条例で決めることなのか、あとはそれ以外のところでやるのか、そういう切り分けはしっかりしなきゃいけない部分で、そのへんでぎりぎりになる部分が、今回二つ上げている指定の制度ですけれど、これは既存の法律でできないかと言えば、できるような気もするけれども、やはり条例を作ったほうがいいかもしれない、ちょうどその境目のところだと思います。例えば保安林という制度が現にあるわけで、保安林というものを拡張していけば実は整備に関しては全面的に公費でやるというふうに決まっているわけですね。ところが、保安林をどんどん増やしていても、県にお金があるわけではないので、そうはできないかもしれない。で、そういう中で所有者の方も保安林をあまり評価していない、指定してもらったけれどろくなことはない、という印象を多く持っていますし、その意味ではちょっと看板変えただけのように見られるかもしれないけれども、保安林制度が現実ちょっと行き詰まっている中で、こういうものを出していくということの「効果」として見てもいいような気がします。それから里山に関しては、現実的に全く対応できる政策がないですから、特に境界の問題とかこまかい問題、実はそれぞれの運用上の問題で解決できるはずなんですが、動かないですね。畑に木を植えてしまった所なんかの問題もそうですが、そういうところを動かす一つの材料としても、こういう条例で、長野県ではこういう方向ですよということを見せていく、といったことは重要だとは思っています。そういう意味では、細かい部分はともかく、条例を作っていくということに関して、県全体でバックアップしていく雰囲気ができればと思っています。

(熊崎座長)

この点に関して、小木曾さん、市町村を預かる首長としてどうですか。

(小木曾委員)

私は村長として、また、森林組合長として、こういう条例を作ってくれた方が非常にやりやすいと思うわけですが、先程の意見を聴いておりまして、長野県は南北に広いもんですから、ああ香山さんのような所もあるんだなあ、というようなことを感じました。長野県の120市町村の林業の実態というのを県がよく把握して、条例を決めて広くやるのが、行政側としてはスムーズにできるんじゃないか、ということです。それから、関原さんの資料の中に、財源の確保というところで、水源税、森林税、炭素税という三つが出ていたんですが、ぜひこれを何とか、環境税も国の方でも2005年頃からできそうなことを新聞で見たんですけど、水源税、森林税、炭素税、このへんをぜひ今度の条例の策定の中で含めていただきたいということを一番強く思っておりますので、よろしくお願ひします。

(熊崎座長)

内山さん、何かコメントありますか。

(内山委員)

条例を作るから実効性のあるものに、ということは、多分森林に関しては関係ないんじゃないかなって気がするんですね。全然実効性がないというのでは空しくてしょうがないですけど。というのは、森林をどう見ているかというのは、所有者によってもものすごく違いますし、由井さんのようなむしろ企業経営の方もいらっしゃる、非常に零細な人もいるし、零細だって一生懸命木を植えてきた人もいれば、本当にいろんな人がいる。ですから、他の人がおっしゃったとおり、この長野県の気運の中でもう一度条例を出しながら、そういうことを繰り返しながら、みんなの関心を森に向けていくという、そういう理念的な引っ張り方であっていいと思います。もちろんその中でできるところは実効性のあるものにしていけばいいんですけど、全てのものが一発で解決するわけにはいかないっていうんじゃないでしょうか、多分それは他の議論でもあった「未来のビジョン」というものにも突き当たる問題ですね。森林について一番未来のビジョンが見えていたのは、1960年くらい、あるいはもう少し後まで地域によって残ったかもしれませんが、林野庁が拡大造林という形で木を植えた、植えさせた、あの時にはかなり多くの山村の人たちが、あの頃植えていけば今頃になると大変大金持ちになっっていて、森は非常に活力のある森になっている「はず」だったって言いますか、そういうふうなビジョンが見えすぎたために、未来が見えすぎた、その方向へ皆が湧いちゃった、そうしたらむしろそのことによって失敗したっていうことの方が大きくて、やはり、森林というのは地域のもので、非常に個別的なもの、個別的な形で人間が関わっているいろいろな形態のものであると。そうしたことを前提にして森林というのは考えないといけないので、むしろ、森林について未来が見えるとすれば、それは森の形態ではなくて、森とともに暮らしている地域の在り方、この地域が将来にわたって持続可能である、それは自分の集落、村、さらには流域的な地域とか、いろいろな大きさの地域があると思うんですが、いろんなレベルの地域が持続していく課程に森林がどう絡むのか、そういう形でしか将来性っていうのは見えないのではないかな、という気がしています。ですから、そういう方向に向



かつて社会を少しずつ誘導していく、その点での一種の理念が軸にあつて、そして現実にやらなきゃいけないことは、各論の方でカバーしていくといったことではないかと思っています。むしろ、県が条例を一つ作ったら、それで全县の森がぱっと変わってしまうようだったら、そっちの方が森と人間の関係にとっては危ういというように思ってもいいわけで、一つの提案をし続けることに意味がある、ということでもいいと思っているんですけど。

(熊崎座長)

今の話は、条例そのものを理念的、宣言的な性格の一部と、それからもうちょっと各論的なところがありますね。今の場合、各論的なことがなくていい、というわけではなくてということですか。

(内山委員)

やらなきゃいけないことはやる、ということです。里山制度とか重点地域だとか、こういうところはしっかりやっていくということです。

(熊崎座長)

ここで、そもそも今回条例を作るという基本とは、どういうことなのか、特に今回の場合は「森林の県の施策の基本となる事項を定める」ということで、そこで「森林の多面的な機能の持続的な発揮を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」とあるわけですが、これはこれとして、もう一つ、なぜ今条例か、という宮崎委員の問題提議だと思うんだけど、この点何か県の方で再度まとめて話していただきたいんですが。部長がやりますか。

(堀田林務部長)

そこが一番大切なことだと思っております。そのことについては、具体的な方法ということで県としての案を今日提示したわけなんですけど、一番のところは長野県の県民全員が同じ思いで山に対処しておかなきゃいけない、ということだと思います。今まで、どちらかというと山のところは、関係者、所有者、行政、そういう視点でやってきたというのが事実だと思います。また、そこに責任があるというふうに市民の人たちも見ていた、と思います。ですが、これからの山づくりというものについては、全ての県民が同じ気持ちで対応していただく、そういう同じ理念を持たなきゃいけない、それをどうしても作りたい、というのが一番の目的です。その手段として、いろいろなものがあると思いますが、その手段については一番それが進みやすい、今できる方法を作っていくことではないかと思いますが、「心」、それを作りたいというのが思いでございます。

(熊崎座長)

宮崎委員、この点についてどうですか。

(宮崎委員)

そういうことだと、いわゆる基本条例というか理念的な条例かな、という感じがするんですが、本当に県民に山づくりに参加してもらおうと持続可能な森林及び社会の創造のためだったら、ある程度

県民にも何らかの負担をしてもらおうというようなことも考えなきゃいけないんじゃないかという気がするのですが。条例を作ったから220万人の県民が本当に、山に対する思いがそうなるかなあと思うと、部長さんの気持ちはよくわかるんですが、でも、そんなに簡単に行くかなあ、条例作ったからすぐそうなっちゃうとは僕は思わないんですね。ただ、作らないよりはいいんでしょうね。でも、そう簡単じゃないという気はします。

(熊崎座長)

高見さんは、

(高見委員)

条例の意義というんですか、やはり、今日本も世界も持続可能な社会に転換しなきゃいけないというところに来ているわけですね。林業だけの問題じゃなくて、今の森林の問題というのは社会全体の問題というか地球の問題ですから、そういう意味で今の整備をされていないことに対する緊急の問題の対処ということももちろん重要ですけども、やはりこれから社会を変えていこうというか、皆のために長野県がまず日本のモデルになって持続可能な社会を作っていく、その持続可能な社会の中の林業、森林の位置付け、というふうにして、それを示されるという意味ですごく重要なことだと思います。それと、これの中で教育、啓発、キャンペーンをされたらいいと思うんですね。条例を一般の人に知らせるために、どんどんこの条例を一つのツールとして、学校でも市民のセミナーでも、いろいろところで発信できていくとよいと思うんです。今、日本の社会に欠けているのが「ビジョン」なんですね。持続可能な社会の定義も、ここにしっかりしていただきたいと思うんです。それは、自然が守られるということが重要ですし、そこの文化、住んでいる人たちのレクリエーションから健康から全て、また、それと経済も重要なんですね。この三つが揃わないといけない。そういった面で、どういうふうなことをやりたいのか、どこが今足りなくて、どういう問題があって、それをするためこれは一つのツールであって、みんなビジョン、戦略を共有していきましょうという、これは重要なことだと思いますので、そこのところの整理をしていただけたら素晴らしいと思っています。

(熊崎座長)

はい、関原さんどうぞ。

(関原委員)

全然違う視点で本当のことを言っちゃいますけども、私がこの条例に期待するのは、未来のビジョンを見るということではなくて、何せ普段地域林産業で製品を作って、やられまくっている立場から言うと、役人の仕事は「促進」の他に「妨害」というのがあるんです。つまり、林政課は促進しておりますけれども、建築住宅課へ言って聞いてもらえればわかるとおり、林産物によるものをやろうとした場合、妨害してくれますね。つまり、森林資源を保全したいという能動的な活動をやる人たちの自由性や自主性を担保しやすくする、つまり官を縛るということを、実は一番この条例に期待していることなんです。つまり妨害を極力減らすということです。ここは、こういう審議の場ですから、みんな森を良くしようと思っているかもしれませんが、その他の県庁の課へ行くと、知ったこっちゃな

い、というのがほとんどです。むしろ地域材を使おうとするとやめてくれと。今の入札制度に合わないとか建築基準法に合わないとか、とにかくやめてくれ、前例がない、ということになるわけです。でも条例ができると、あるじゃん条例が、と言えるわけですね。ただ、その分、お金と許認可権が所轄に流れ込みますから、決定プロセスの透明性と外部監査機関がこの条例の執行に関して、必ず必要になると思います。そうしないとゼネコンと土建屋と癒着したことが同じ林政産業で行われたら意味がまるでなくて、信用が失墜すると。ただ、官が、条例になることで、少なくとも長野県職員として優先的に遵守する事項として森林条例がある、ということによって、官の妨害を今よりも少なくできるだろうということが、実は一番この条例に期待している宇分です。

(熊崎座長)

辻さん、何か付け加えることは。

(辻委員)

付け加えることはないですけども、一つ、理念型、メッセージ性が強いものは必要なんじゃないかなということで、部長さんがおっしゃったことは、みんなわかると思うんですが、220万県民に対して、こうなんだという森林の考え方を提示するのは大事かなと思いますので、憲章みたいな形になってしまうのかもしれないですけども。それと、実効性の面では、僕がイメージするのは特区みたいな形で、フレキシブルに皆さんが動けるような、現場から役所まで貫き通す何か一本、という意味で条例というのが実効性ということではあっているのかなと思っています。ただ、メッセージ性は、220万人に伝えるというのは覚悟がいることで、お金もそうですが、どんなふうに伝えるのかなということで決定的に違ってきてちゃうんじゃないかなと思います。

(熊崎座長)

小田原さんお願いします。

(小田原委員)

知事がよく長野モデルっていう話をしますが、そのもとになる話は、どうもスウェーデンモデルという意味らしいんですよ。で、僕も仕事でスウェーデンやデンマーク、ノルウェーなどあちらの方へよく出かけた経験があるんですが、その中では、特にスウェーデンの人たちというのは「自由と責任」とか人に対するモラル的なもの、理念的なものがものすごく強くて、今度の条例に関して、がんじがらめに方で解決するのではなく、僕は感性とか歴史とか文化とか、そういうことの方を重視しながらデザインの仕事をやっているわけですね。日本の建築基準法なんかは常にぶつかってしまうんですけど、あれは法律家で作ったものだから極めて景観破壊で、日本中この50年間で見苦しい格好にしまったということじゃなかろうかと。そういうことに関して反省しなきゃいけない。もっと長野県民のための家づくりのデザインをしていきたいなと考えているんですが、そういう面では、おもしろい長野特区として建築基準法を破ってみたいなど。長野から本当に日本人のためになる役に立つ家造りができたらいいなと思っています。今、3、40年間で、日本中に埋め尽くされた住宅というのは、30年間ローンで20年しかもたない、世界最大の不良債権じゃないかとなど、こういうこと

をやっている本当にいいのかと、まずそこで長野県民に本当に豊かなモノを、我々は森林条例からその本質を提供すべきじゃなからうかと。スウェーデンでは一度建てた住宅というのは、確か70年間壊しちゃいけないルール、法律があると思いますね。日本では70年もたないで、15年で1回リフォームして、20年やっとかさ持って、10年間銀行金利が残るといふ、これは最悪の法律じゃなからうかと。こういうことを長野モデルで解決していったらどうかと。そういう面では、モラルのようなことが、理念が法律事項の上に乗っかってないといけないのではと僕は感じています。

(熊崎座長)

ありがとうございました。今日お聞きのとおり、いくつかの提案が出てきたんですね。つい先だって僕は、岐阜県で条例づくりをやってたんですよ。これは長野県も関係あるんですが、乗鞍への乗り入れて、行楽客から入山料を取るといふ内容の条例がやっ通りまして、あれは、ある意味から言ったら、そういうルールを自治体で作ったわけですね。それは、国のいろんな引っかかる問題があつて、同意が必要であつていろいろありましたけど、今、国の制度ではできないことでも、ある程度やっといけるというのがあつて、僕にはそんなイメージがあつて、今日の話聞いていたらそれとともに理念というものが片方にあり、それと同時に今すぐにでも解決しなければならないいくつかの問題というものを抱えているものだから、その各論でもある程度解決できるような、そんな条例という格好になつて、これ聞いてますと注文が多くなつたんだよね。これから、どうやっつてまとめていきますか。

(石田課長補佐)

一つは部内の方で、特に森林整備保全重点地域と里山整備利用地域について、法律の関連、非常に詳しくきちんと位置付けていくと、これははじめております。その他様々な総論などの部分、出されておりますので、そのへんはきちんと整理して、ある一定の方向付けをして委員の先生方に随時ご相談をしながら、次回くらいまでには固めて、原案までは作りたいと考えております。それと、もう1点は、ある程度県庁内の合意も必要なものですから、そのへんの会議にもかけてまいりたいと考えております。

(熊崎座長)

わかりました。そうすると、この次あたりのときまでに、総論的な部分を個別に委員の先生方と相談しながらそこを埋めていってもらいたいし、また、法律と関わるような詰めなければならないところがあるわけなんですよ。そのあたり詰めていただいて、県の立場もあると思うんですが、今日出てきた意見で、このあたりまで盛り込めるといふか、検討がつくくらいの成果物によってこの次の委員会が開けると非常にいいと思うんですけど。

(石田課長補佐)

そのつもりで進めてまいります。

(熊崎座長)

この次は、だいたいいつ頃になりますか。宿題が多かつたから時間かかりますか。

(石田課長補佐)

4月下旬を予定しております。

(熊崎座長)

わかりました。今日、本当にいい意見が出ました。できるだけ反映させてもらって、いい条例作ったなどと言われるような方向にぜひ、持っていつてもらいたいと思います。では、時間が来たので、このへんで終わりにさせていただきます。

(司会)

ありがとうございました。ここで、林務部長の堀田から本日の御礼の言葉を申し上げます。

(堀田林務部長)

一言御礼申し上げます。私は今まで、行政をどうするのか、という会議はいくつか持ってきました。ですが、こういう形でのお話を進めていただいた、というのはひよっとすると私、はじめての経験かと思えます。そのことは、本当は素晴らしいものができるんだ、といううれしい予感をしております。ぜひとも、今、座長さんがまとめていただきましたけれども、いろいろ難しい点はあるけれども、新しく長野県から一つ作っていかうということでございますので、今後とも今のような方向で御指導いただきたい、ということを切に申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

(司会)

次回の開催時期等は、あらかじめ委員の皆様のご都合を伺いまして、連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして第2回長野県森林保全条例検討委員会を閉会させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。